

【表紙】

【提出書類】 半期報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 2020年1月31日
【計算期間】 第18期中（自 2019年5月1日 至 2019年10月31日）
【ファンド名】 日興 フィデリティ・グローバル・セレクション -
ジャパン・アドバンテージ・ファンド
(Fidelity Nikko Global Selection - Japan Advantage Fund)
【発行者名】 F I L ・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）
エス・エイ
(FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.)
【代表者の役職氏名】 取締役 クリストファー・ブリーリー
(Christopher Brealey)
【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L - 1246、アルバート・ボル
シェット通り 2 a
(2a, rue Albert Borschette, L-1246 Luxembourg, Grand Duchy of
Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽
弁護士 橋本 雅行
【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】 03 (6775) 1000
【縦覧に供する場所】 該当事項なし

（注）この半期報告書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第7条第4項の規定により、
2019年10月31日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書とみなされます。

1 【ファンドの運用状況】

F I L ・ インベストメント ・ マネジメント (ルクセンブルグ) エス ・ エイ (FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.) (以下「管理会社」という。)により管理される日興フィデリティ・グローバル・セレクション(以下「ファンド」という。)のサブ・ファンドである日興 フィデリティ・グローバル・セレクション - ジャパン・アドバンテージ・ファンド (Fidelity Nikko Global Selection - Japan Advantage Fund) (以下「サブ・ファンド」という。)の運用状況は、以下のとおりである。運用実績は、過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆または保証するものではない。

(1) 【投資状況】

資産および地域別の投資状況

(2019年11月29日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託	ルクセンブルグ	6,126,449,014	100.02
現金・預金およびその他の資産(負債控除後)		-1,329,128	-0.02
合計(純資産総額)		6,125,119,886	100.00

(注1)「投資比率」とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(注2)ファンドおよびサブ・ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設立されているが、ファンド証券は円建のため、本書の金額表示は別段の記載がない限りサブ・ファンドの基準通貨である円貨をもって行う。

(注3)本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。したがって、本書の中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

投資資産

() 投資有価証券の主要銘柄

(2019年11月29日現在)

順位	銘柄	国・地域	種類	保有株数 (口)	取得原価(円)		時価(円)		投資比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	フィデリティ・ファンズ - ジャパン・アドバンテージ・ファンド	ルクセンブルグ	投資信託	166,011	27,770.24	4,610,164,725	36,903.87	6,126,449,014	100.02

() 投資不動産物件

該当事項なし(2019年11月29日現在)。

() その他投資資産の主要なもの

該当事項なし(2019年11月29日現在)。

(2) 【運用実績】

【純資産の推移】

2019年11月末日および同日前1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

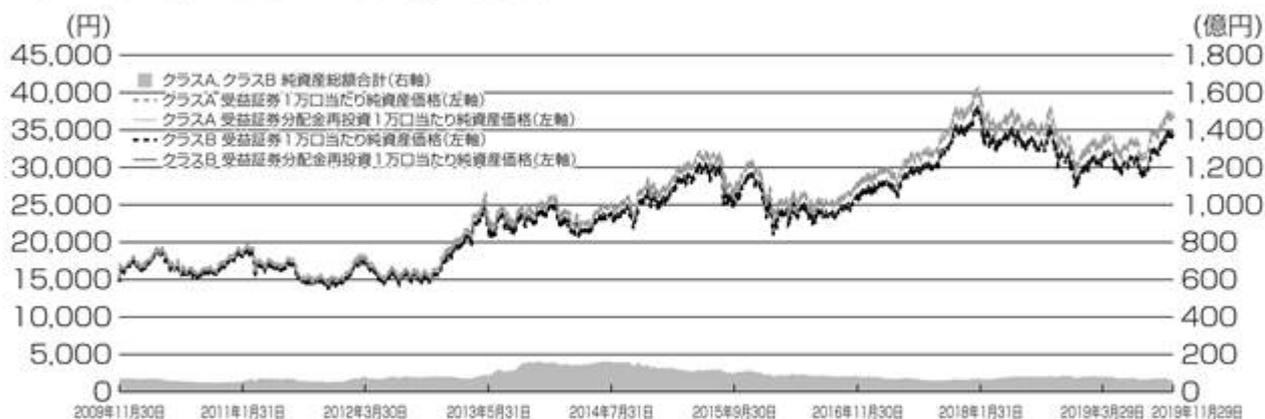
	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)	
2018年12月31日	7,559,325,274	A .	3.0148
		B .	2.8157
2019年1月31日	8,097,855,439	A .	3.2215
		B .	3.0076
2月28日	8,295,126,310	A .	3.3058
		B .	3.0853
3月29日	7,977,298,594	A .	3.3012
		B .	3.0798
4月30日	7,926,047,374	A .	3.3943
		B .	3.1654
5月31日	6,970,350,212	A .	3.1335
		B .	2.9211
6月28日	7,237,453,714	A .	3.2644
		B .	3.0421
7月31日	6,783,986,139	A .	3.3105
		B .	3.0838
8月30日	6,612,579,483	A .	3.1629
		B .	2.9452
9月30日	7,132,087,808	A .	3.4314
		B .	3.1940
10月31日	7,221,785,621	A .	3.5681
		B .	3.3200
11月29日	6,125,119,886	A .	3.6783
		B .	3.4214

(注) 「1口当たり純資産価格」中、A .、B .は各々クラスA受益証券、クラスB受益証券を指す。以下同じ。

< 参考情報 >

純資産総額および受益証券1万口当たり純資産価格の推移

(2009年11月30日から2019年11月29日まで)



(注)「分配金再投資1万口当たり純資産価格」とは、サブ・ファンドの設定時に受益証券1万口を買い付け、その後の分配金を全額再投資したと仮定した場合の受益証券1万口当たりの価格です。ただし、申込手数料および分配金にかかる税金は考慮していません。

【分配の推移】

2019年11月末日前1年間に支払われた分配金および設定来累計の分配金は、以下のとおりである。

期間	クラス	1口当たり分配金(円) (税引き前)	分配落ち日
2018年12月1日～ 2019年11月30日	A.	該当事項なし。	
	B.	該当事項なし。	
設定来累計 (2003年1月30日～ 2019年11月30日)	A.	0.0244	-
	B.	0.0233	-

(注)「設定来累計」とは、運用開始日である2003年1月30日から2019年11月30日までの期間における分配金の累計額である。

【収益率の推移】

2019年11月末日前1年間における収益率は、以下のとおりである。

期間	収益率(%) (注)	
	クラスA 受益証券	クラスB 受益証券
2018年12月1日～ 2019年11月30日	9.31	8.82

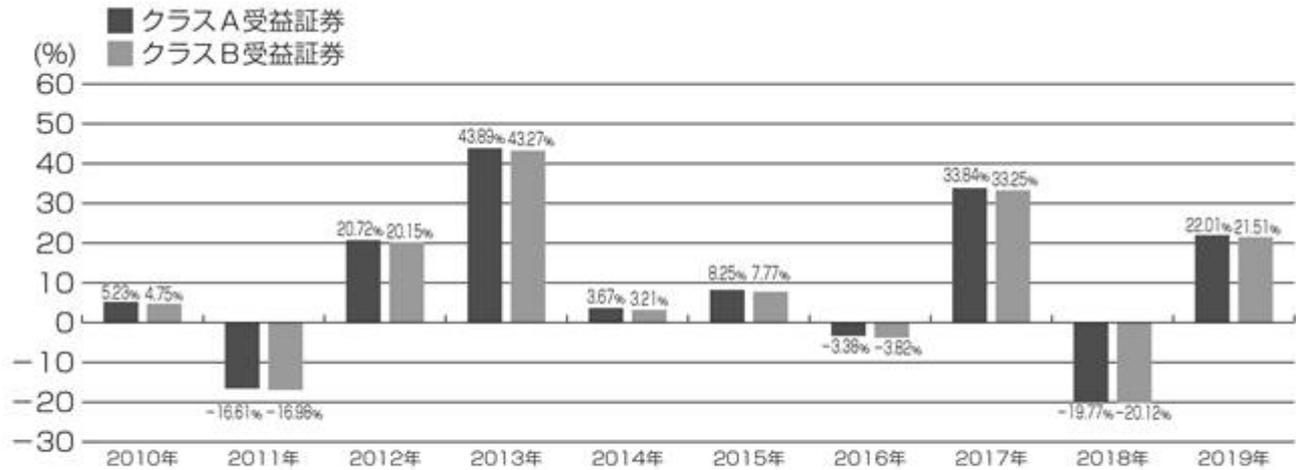
(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 2019年11月末日の受益証券1口当たり純資産価格(当該期間の分配金(税引き前)の合計額を加えた額)

b = 2018年11月末日の受益証券1口当たり純資産価格(分配落ちの額)

< 参考情報 >

年間収益率の推移



(注)収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 上記各暦年末の受益証券1口当たり純資産価格(当該各暦年の分配金(税引き前)の合計額を加えた額)

b = 当該各暦年の直前の各暦年末の受益証券1口当たり純資産価格(分配落ちの額)

ただし、2019年は1月1日から11月末日までの収益率です。

(3) 【投資リスク】

< 参考情報 >

グラフは、サブ・ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報のひとつとしてご利用ください。

サブ・ファンドの分配金再投資1万口当たり純資産価格および年間騰落率の推移

(2014年12月～2019年11月)

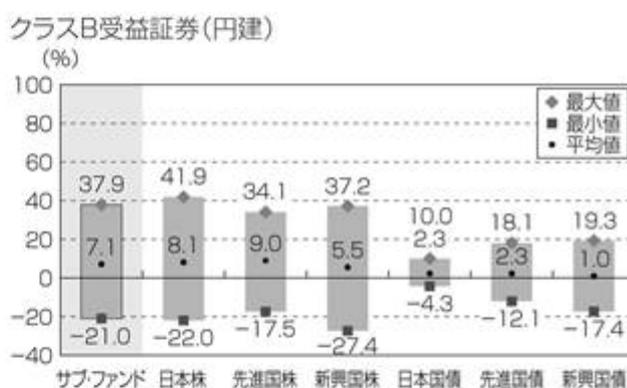
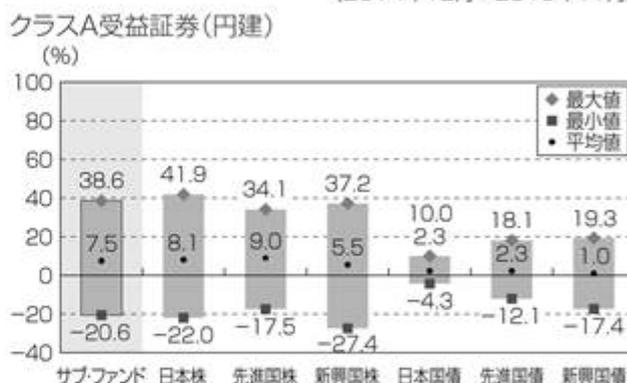


※年間騰落率は、2014年12月から2019年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資1万口当たり純資産価格および年間騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算したものであり、実際の受益証券1万口当たり純資産価格および実際の受益証券1万口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

(2014年12月～2019年11月)



※このグラフは、サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※すべての資産クラスがサブ・ファンドの投資対象とは限りません。
 ※上記は2014年12月から2019年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値をサブ・ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※サブ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算したものであり、実際の受益証券1万口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

< 各資産クラスの指数 >

日本株 … 東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株 … MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(円ベース)

新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(円ベース)

日本国債 … JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(円ベース)

先進国債 … JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(円ベース)

新興国債 … JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド

※新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより円換算しています。

2【販売及び買戻しの実績】

2019年11月末日前1年間における販売および買戻しの実績ならびに2019年11月末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
クラスA 受益証券	37,126,427 (37,126,427)	54,851,489 (54,851,489)	530,173,341 (530,173,341)
クラスB 受益証券	193,290,965 (193,290,965)	1,122,703,333 (1,122,703,333)	1,220,265,965 (1,220,265,965)

（注）（ ）内の数字は、日本における販売、買戻しおよび発行済口数である。

3【ファンドの経理状況】

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は、日本円で表示されている。
- d . マスター・ファンドの2019年10月31日に終了した期間の中間財務書類については、後記「6 その他」内の別紙を参照のこと。

(1) 【資産及び負債の状況】

純資産計算書

2019年10月31日現在

日興 フィデリティ ・ グローバル ・ セレクション サブ ・ ファンド名	連結	インド ・ アドバンテージ ・ ファンド	ジャパン ・ アドバンテージ ・ ファンド
通貨	日本円	日本円	日本円
資産			
投資有価証券 時価評価額	36,168,549,600	28,944,833,880	7,223,715,720
銀行およびブローカー預金	998,538	962,763	35,775
投資有価証券売却未収金	407,945,455	340,015,538	67,929,917
受益証券発行未収金	312,027,031	297,098,091	14,928,940
資産合計	36,889,520,624	29,582,910,272	7,306,610,352
負債			
投資有価証券購入未払金	588,954,583	587,476,715	1,477,868
受益証券買戻未払金	128,532,309	47,212,226	81,320,083
未払費用	6,679,649	4,652,869	2,026,780
負債合計	724,166,541	639,341,810	84,824,731
純資産 2019年10月31日現在	36,165,354,083	28,943,568,462	7,221,785,621
純資産 2019年4月30日現在	37,572,941,412*	27,753,912,464	7,926,047,374
純資産 2018年4月30日現在	37,166,719,498*	27,112,425,675	7,851,260,298
投資有価証券取得原価	24,030,795,699	18,328,442,051	5,702,353,648

* 連結の純資産総額は、その後終了したサブ・ファンドの純資産額も含む。添付の財務書類注記は当財務書類の一部である。

1口当たり純資産価格表

2019年10月31日現在

日興 フィデリティ・グローバル・セレクション サブ・ファンド名	インド・ アドバンテージ ・ファンド	ジャパン・ アドバンテージ ・ファンド
通貨	日本円	日本円
受益証券発行残高、2019年10月31日現在		
- クラスA 受益証券 (日本円)	4,394,099,025口	533,019,086口
- クラスB 受益証券 (日本円)	3,765,592,081口	1,602,365,965口
受益証券1口当たり純資産価格、2019年10月31日現在		
- クラスA 受益証券 (日本円)	3.6574	3.5681
- クラスB 受益証券 (日本円)	3.4185	3.3200
受益証券1口当たり純資産価格、2019年4月30日現在		
- クラスA 受益証券 (日本円)	3.7839	3.3943
- クラスB 受益証券 (日本円)	3.5451	3.1654
受益証券1口当たり純資産価格、2018年4月30日現在		
- クラスA 受益証券 (日本円)	3.6506	3.6448
- クラスB 受益証券 (日本円)	3.4355	3.4143

添付の財務書類注記は当財務書類の一部である。

日興 フィデリティ ・ グローバル ・ セレクション

財務書類注記

2019年10月31日

1 . 一般事項

ファンドは、非法人形態の証券共有持分としてルクセンブルグ大公国の法律に基づき設定されたミューチュアル・インベストメント・ファンド (Fonds Commun de Placement) である。ファンドは、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立され、ルクセンブルグに登記上の事務所を有している管理会社によって、共同所有者 (「受益者」) のために管理運用されている。ファンドは、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法 (改正済) のパート に基づき登録されている。ファンドは、指令2003 / 41 / E C および指令2009 / 65 / E C ならびに規則 (E C) No.1060 / 2009 および規則 (E U) No.1095 / 2010 を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年 6 月 8 日付欧州議会および理事会指令2011 / 61 / E U (「 A I F M D 」) に規定するオルタナティブ投資ファンドとしての適格性を有している。

管理会社は、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法 (改正済) 第15章に服しており、また、 A I F M D、(A I F M D の) レベル 規則および2013年法ならびに A I F M D または2013年法の施行施策 (「 A I F M 規則」) によりオルタナティブ投資ファンド運用会社として認可されている。

ファンドへの言及は、文脈上適切である場合において、ファンドのために行為する管理会社を意味する。

管理会社は、フィデリティ・ファンズの対応するサブ・ファンド (「マスター・ファンド」) のクラス A 投資証券を購入するため、各サブ・ファンドの受益証券の販売手取金を使用する。

2019年10月31日現在、ファンドは2つのサブ・ファンドから構成されている。

当期中、以下のサブ・ファンドが終了した。

サブ・ファンド名	終了日
チャイナ・アドバンテージ・ファンド	2019年10月23日
ジャパン・グロース・アドバンテージ・ファンド	2019年10月23日

当期中、以下のクラス受益証券が終了した。

サブ・ファンド名	受益証券	終了日
チャイナ・アドバンテージ・ファンド	クラス A 受益証券 (日本円)	2019年10月23日
	クラス B 受益証券 (日本円)	2019年10月23日
ジャパン・グロース・アドバンテージ・ファンド	クラス A 受益証券 (日本円)	2019年10月23日
	クラス B 受益証券 (日本円)	2019年10月23日

2 . 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して作成されている。

有価証券評価 - マスター・ファンドの投資証券への投資は、当該クラスの取引通貨建てで計算される直近の入手可能な純資産価格で評価されている。評価は独立した価格決定の内部資料に基づき行われている。

銀行預金およびブローカー預金 - すべての銀行預金、当座預金およびブローカー預金は、額面価額で計上されている。

投資有価証券取引 - マスター・ファンドにおける投資有価証券取引は、マスター・ファンドの購入日もしくは売却日に会計処理される。マスター・ファンドの売却原価の計算は、平均原価に基づいて行われる。

外国為替 - ファンドの指定通貨は日本円である。取締役会により各サブ・ファンドの指定通貨が決定されている。2019年10月31日現在の資産および負債は、当該日の実勢為替レートで換算されている。当期中の外貨建取引はすべて、取引が行われた日の実勢為替レートでサブ・ファンド指定通貨に換算される。

ファンド受益証券取引 - 各サブ・ファンドの受益証券 1 口当たりの発行価格および買戻価格は、取引が行われた日の受益証券 1 口当たり純資産価格である。

収益 - マスター・ファンドからの配当金は、投資証券 / 受益証券が配当落ちの価格になった時に認識される。利息は、発生基準で計上される。

3. 管理会社またはその関係会社との取引

2019年10月31日に終了した期間中、管理会社は、ファンドに対して、管理事務業務、評価、記録保持または投資運用等、一定の業務を提供している。

ファンドを通じてのマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって一定の手数料および費用の二重払いを引き起こす可能性がある。投資運用報酬の二重払いを回避するため、フィデリティ・ファンズに投資されるファンド資産に対しては投資運用報酬が課せられていない。

現在保有されるマスター・ファンドに関して、純資産価額の1.50%を上限とする投資運用報酬が適用されている。

マスター・ファンドの投資証券取得にあたり、ファンドは販売手数料を支払う義務を負わない。フィデリティ・ファンズに対して提供されるサービスに関して管理会社またはその関係会社が見る手数料合計は、請求により入手可能なフィデリティ・ファンズの年次報告書に開示されている。クラスB受益証券は、当該クラスの純資産価額の0.75%を上限とする年次販売報酬が課せられる。この報酬は日々発生し、毎月総販売会社に支払われる。

4. 費用

ファンドは、銀行手数料および販売報酬を除き、いかなる手数料および / または費用も負担しない。その他の費用はすべて、管理会社によって負担される。

5. ファンドの税金

ファンドは、その純資産に対して年率0.05%の年次税が課せられ、日々発生し四半期毎に支払われる。ただし、ファンドは、当期中かかる税金の課税対象であるルクセンブルグで設立されたマスター・ファンドに投資された資産部分については、この税金を課せられない。

キャピタル・ゲイン、配当金および利息に関して、それらの発生国で源泉徴収されることがあり、かかる税金はファンドや受益者によって回収不能である。

6. 取引手数料

取引手数料は上場投資信託を売買する際に、ブローカーに対して支払われる。取引手数料は通常、投資有価証券の費用に含まれている。2019年10月31日に終了した期間中に、取引手数料は支払われなかった。

7. 分配金支払

2019年10月31日に終了した期間中に、以下の分配金支払が行われた。

サブ・ファンド名	1口当たり分配金	分配落ち日
チャイナ・アドバンテージ・ファンド - クラスA受益証券(日本円)	0.0653	2019年8月1日
チャイナ・アドバンテージ・ファンド - クラスB受益証券(日本円)	0.0617	2019年8月1日

8. 投資変動明細表

各サブ・ファンドの当期中に発生した各投資対象の購入合計額および売却合計額を詳述する一覧表は、管理会社の登記上の事務所または当ファンドの販売会社として登録されている会社から無料で入手可能である。これは、通常利用しているフィデリティ代理店に連絡し請求することにより入手可能である。

9. 証券金融取引規制

2019年10月31日現在、サブ・ファンドは、2017年1月13日に発効した証券金融取引規制指令の対象となる金融商品を保有していなかった。

10. 為替レート

2019年10月31日現在の対日本円の為替レートは、以下に記載されるとおりである。

通貨	為替レート
米ドル (U S D)	108.01

(2) 【投資有価証券明細表等】

投資一覧表

2019年10月31日現在

インド・アドバンテージ・ファンド

	国・地域 コード	通貨	株数(口) または額面	時価 (日本円)	純資産 比率(%)
公式な証券取引所において上場または取引されている有価証券					
オープン・エンド型投資信託					
Fidelity Funds - India Focus Fund - A Shares (USD)	LU	米ドル	5,375,904	28,944,833,880	100.00
				28,944,833,880	100.00
投資有価証券合計 (取得原価 18,328,442,051円)				28,944,833,880	100.00
その他の資産および負債				(1,265,418)	(0.00)
純資産				28,943,568,462	100.00

地域別区分

国・地域	国・地域 コード	純資産比率(%)
ルクセンブルグ	LU	100.00
現金およびその他純資産		0.00

ジャパン・アドバンテージ・ファンド

	国・地域 コード	通貨	株数(口) または額面	時価 (日本円)	純資産 比率(%)
公式な証券取引所において上場または取引されている有価証券					
オープン・エンド型投資信託					
Fidelity Funds - Japan Advantage Fund - A Shares (JPY)	LU	日本円	201,791	7,223,715,720	100.03
				7,223,715,720	100.03
投資有価証券合計 (取得原価 5,702,353,648円)				7,223,715,720	100.03
その他の資産および負債				(1,930,099)	(0.03)
純資産				7,221,785,621	100.00

地域別区分		
国・地域	国・地域 コード	純資産比率 (%)
ルクセンブルグ	LU	100.03
現金およびその他純負債		(0.03)

添付の財務書類注記は当財務書類の一部である。投資明細表および地域別区分の表における純資産比率は四捨五入されている。

4 【管理会社の概況】

(1) 【資本金の額】

2019年11月末日現在の発行済株式資本金は、50万ユーロ (約6,030万円) で、2019年11月末日現在全額払込済である。また、1株1,000ユーロ (120,590円) の額面で記名株式500株を発行済である。

直近5年間に於いて資本金の額の増減はない。

(注) ユーロの円貨換算は、便宜上、2019年11月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値 (1ユーロ = 120.59円) による。

(2) 【事業の内容及び営業の状況】

管理会社の目的は、以下のとおりである。

- ・ 指令2009 / 65 / E Cに規定する、譲渡性のある証券を投資対象とするルクセンブルグ国内外の一または複数の投資信託ならびにその他のルクセンブルグ国内外の投資信託に関して、投資信託に関する2010年12月17日法 (改正済) (以下「2010年法」という。) 別表 に記載される管理運用業務の全部または一部 (ポートフォリオ管理、運営および販売を含む。) を提供すること。
- ・ ルクセンブルグ国内外の投資信託に対し、指令2003 / 41 / E Cおよび指令2009 / 65 / E Cならびに規則 (E C) No.1060 / 2009および規則 (E U) No.1095 / 2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会指令2011 / 61 / E U (以下「A I F M D」という。) を法制化したオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日のルクセンブルグの法律 (改正済) (以下「2013年法」という。) の第5条第2項および別紙 に基づく管理運用業務の全部または一部 (ポートフォリオ管理、リスク管理、運営、販売および投資信託の資産に関する活動を含む。) を提供すること。
- ・ ルクセンブルグ法に基づき設定された契約型投資信託および投資法人に関する管理会社として行為すること。

管理会社は、A I F M規則 (2013年法およびA I F M Dならびに適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および監督に関するA I F M Dを補完する2012年12月19日付委員会委任規則 (E U) No.231 / 2013 (以下「レベル 規則」という。) 等のA I F M Dの施行施策により構成される。以下同じ。) によりオルタナティブ投資ファンド運用会社として認可されている。また、かかる地位において、管理会社は、A I F M規則の要件の遵守を確保する責任を負っており、特にファンドのポートフォリオ運用およびリスク管理を委託されている。管理会社は、A I F M規則の規定に従い、かかる規定の対象として、その職務を委託することができる。加えて、管理会社は、2013年法第8条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項および第6項ならびに専門的な債務リスクの可能性に関連した (A I F M Dの) レベル 規則第14条の規定の遵守を免除されている。2013年法第8条第7項 a) 号に従い、管理会社は、専門的過失に起因する潜在的な債務リスクを補填するために適切な自己資金を追加的に保有する。

管理会社は、ファンド資産の保管業務を保管受託銀行であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン (ルクセンブルグ) エス・シー・エイに委託している。管理会社は、ファンドの登録および名義書換事務代行会社ならびに管理事務代行会社としても行為する。

2019年11月29日現在、管理会社は、2本のルクセンブルグ籍のアンブレラ型オープン・エンド契約型投資信託および3本のルクセンブルグ籍の変動資本を有するアンブレラ型オープン・エンド会社型投資信託を管理しており、その純資産額は、130,395,111,837米ドルである。

管理会社はファンドの受益者が公平に扱われることを確保する。同一のサブ・ファンド内の同一のクラスに係る各受益証券は、同一の権利と義務を伴う。そのため、同一のサブ・ファンド内の同一のクラスの受益証券を保有する受益者は、すべて平等に扱われることが確保されている。管理会社 (またはその委託先のいずれか) は、ある投資家に対して、他の投資家にとって全体として著しく不利となる結果を招くと管理会社が正当に判断する有利な待遇を付与する契約を締結することはない。

（３）【その他】

2020年1月31日前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はない。

5【管理会社の経理の概況】

- a．管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2019年11月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝120.59円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 【資産及び負債の状況】

F I L ・ インベストメント ・ マネジメント (ルクセンブルグ) エス ・ エイ

貸借対照表

2019年6月30日現在

(ユーロで表示)

	注記	2019年		2018年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
流動資産					
債権	2.2				
- 1年以内に期限の到来する 売上債権	3	1,620,307	195,393	2,000,921	241,291
- 1年以内に期限の到来する 関連会社からの未収金	2.3, 4	4,887,253	589,354	3,061,829	369,226
- 1年以内に期限の到来する その他の債権		8,798	1,061	9,489	1,144
投資証券等					
その他の投資証券等	2.4, 5	22,341,438	2,694,154	22,964,976	2,769,346
銀行預金および手許金		550,347	66,366	155,715	18,778
		<u>29,408,143</u>	<u>3,546,328</u>	<u>28,192,930</u>	<u>3,399,785</u>
前払費用	2.5	34,845	4,202	77,999	9,406
資産合計		<u>29,442,988</u>	<u>3,550,530</u>	<u>28,270,929</u>	<u>3,409,191</u>
資本、準備金および負債					
資本および準備金					
払込資本	6	500,000	60,295	500,000	60,295
資本剰余金勘定	7	4,000,000	482,360	4,000,000	482,360
準備金					
- 法定準備金	8, 10	50,000	6,030	50,000	6,030
- その他の準備金					
- その他の配当不能準備金	9, 10	419,200	50,551	530,800	64,009
繰越利益	10	8,816,118	1,063,136	7,757,140	935,434
当期利益		9,696,844	1,169,342	9,464,378	1,141,309
		<u>23,482,162</u>	<u>2,831,714</u>	<u>22,302,318</u>	<u>2,689,437</u>
引当金	2.6				
その他の引当金	11	1,084,098	130,731	1,132,586	136,579
買掛金	2.7				
- 1年以内に支払期限の到来する 買掛金		660,727	79,677	319,044	38,474
- 1年以内に支払期限の到来する 関連会社に対する未払金	2.3, 4	4,002,823	482,700	4,406,244	531,349
その他の買掛金					
- 税務当局	12	134,882	16,265	32,041	3,864
- 社会保障当局		78,296	9,442	78,696	9,490
		<u>4,876,728</u>	<u>588,085</u>	<u>4,836,025</u>	<u>583,176</u>
資本、準備金および負債合計		<u>29,442,988</u>	<u>3,550,530</u>	<u>28,270,929</u>	<u>3,409,191</u>

(2) 【損益の状況】

F I L ・ インベストメント ・ マネジメント (ルクセンブルグ) エス ・ エイ

損益計算書

2019年6月30日に終了した年度

(ユーロで表示)

	注記	2019年		2018年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
純売上高	2.8,13	27,903,697	3,364,907	26,132,134	3,151,274
その他の外部費用	14	(9,447,909)	(1,139,323)	(6,551,841)	(790,087)
人件費	15				
- 賃金・給料		(4,631,685)	(558,535)	(5,693,805)	(686,616)
- 社会保障費					
. 年金関連		(127,371)	(15,360)	(148,849)	(17,950)
. その他の社会保障費		(567,453)	(68,429)	(742,382)	(89,524)
- その他の人件費		(46,858)	(5,651)	(49,108)	(5,922)
		(5,373,367)	(647,974)	(6,634,144)	(800,011)
その他の受取利息および類似する収益					
- その他の利息および類似する収益		-	-	36,728	4,429
支払利息および類似する費用					
- その他の利息および類似する費用		(105,237)	(12,691)	(80,557)	(9,714)
収益税	16	(3,275,525)	(394,996)	(3,350,142)	(403,994)
税引後利益		9,701,659	1,169,923	9,552,178	1,151,897
上記項目に含まれないその他の税		(4,815)	(581)	(87,800)	(10,588)
当期利益		9,696,844	1,169,342	9,464,378	1,141,309

F I L ・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

財務書類に対する注記

2019年6月30日現在

注1 - 一般情報

F I L ・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「当社」という。）は、存続期間を限定せずルクセンブルグの法律に従って株式会社（Société Anonyme）として2002年8月14日に設立され、その登記上の事務所はルクセンブルグ市に設置されている。

当社の事業年度は、毎年7月1日に開始し6月30日に終了する。

当社の当初の目的は、フィデリティ・ワールド・ファンズとして知られる投資信託の組成、管理事務および管理運用であり、またその分割されない共有持分を証明する証明書または確認書の発行であった。取締役会は、その後新たなファンドの設定を承認し、当社は当期事業年度中、以下のファンドの管理運用も行っていった。

- ・ 日興 フィデリティ・グローバル・セレクション（2002年12月13日設定）
- ・ フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ（2006年8月23日設定、2018年9月19日終了）

2011年6月22日、当社の臨時株主総会において、当社の定款の改訂（2011年7月1日発効）が承認された。主要な変更は、当社の目的を「投資信託に関する2010年12月17日法（2010年法）第101条第2項の意味する範囲における管理運用を行うことであり、契約型投資信託の設定、運営、管理および販売を含むがこれらに限られない。」に修正することであった。この変更により、2011年7月1日にフィデリティ・アクティブ・ストラテジー S I C A V、ならびに2012年6月1日にフィデリティ・ファンズおよびフィデリティ・ファンズ S I C A V に関して当社が U C I T S に基づく管理会社になることが可能となった。フィデリティ・ファンズ S I C A V は、2018年11月19日に終了した。

オルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「A I F M」という。）に関する2014年7月22日付指令に基づく当社の承認後、F I L ・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイは、2014年7月22日付でフィデリティ・インターナショナル・リアル・エステート・ファンドの管理責任を負った。2016年10月1日、フィデリティ・インターナショナル・リアル・エステート・ファンド - U K リアル・エステート・ファンドは、フィデリティ U K リアル・エステート・ファンドに移管され、その時点で当該ファンドの A I F M としての責任は、F I L インベストメント・サービスズ（英国）リミテッドに移った。当社は、引き続きユーロ圏リアル・エステート・ファンドの管理会社として存続している。

2012年6月1日から2018年9月30日まで、当社は、直接の親会社である F I L ホールディングス（ルクセンブルグ）エス・エイおよび F I L （ルクセンブルグ）エス・エイと共に F I L インディペンデント・グループ・オブ・パーソンズ（以下「F I L I G P」という。）のメンバーであった。それによって、F I L I G P の個々のメンバーに発生した費用は、メンバー間で締結した費用分担契約に応じてメンバー間での共同負担となっていた。当該費用は、損益計算書の「その他の外部費用」および「人件費」のそれぞれの項目に直接計上される。2018年7月31日に施行されたルクセンブルク付加価値税グループ制度の導入を受け、当社は、2018年10月1日以降、これらの2社の付加価値税グループに参入している。

当社は、当社が間接的の子会社としてその一部である最大の組織を形成する F I L リミテッドの連結財務書類に含まれている。当該会社の登記上の事務所は、バミューダ、H M 19、ハミルトン、ペンブローク、クロウ・レーン42番地、ペンブローク・ホールに所在する。

更に、当社は、当社が直接的の子会社としてその一部である最小の組織を形成する F I L ホールディングス（ルクセンブルグ）エス・エイの連結財務書類に含まれている。当該会社の登記上の事務所は、ルクセンブルグ L - 1246、アルバート・ボルシェット通り 2 a に所在する。当該住所においてその連結財務書類は入手可能である。

注2 - 重要な会計方針の要約

財務書類は、取得原価主義に基づきルクセンブルグの法令上の要件に準拠して作成されている。会計方針および評価は、2002年12月19日法（改正済）によって定められている以外は、取締役会によって決定され適用される。

当社の重要な会計方針は、以下のように要約される。

2.1 外貨換算

当社の機能通貨および報告通貨は、ユーロ（EUR）である。外貨建取引は、当初、当該取引日現在の実勢為替レートで計上される。

外国通貨建金融資産（現金を除く。）および金融負債は、貸借対照表日の実勢為替レートで再換算される。換算による未実現為替損失は、当期の純損益に計上される。為替利益は、実現主義に基づき損益計算書に計上される。

2.2 債権

債権は、額面価額で評価され、回収が危ぶまれる場合に評価調整を課せられる。かかる評価調整は、評価調整が行われている理由が適用されなくなった場合には、継続されない。

2.3 関連会社からの未収金 / 関連会社に対する未払金

貸借対照表における金額は、F I L リミテッド・グループの方針に基づき純額で決済されている範囲において、取引相手方別に純額で表示されている。

2.4 その他の投資証券等

その他の投資証券等は、購入価格（付帯する費用を含む。）または年次財務書類が作成される通貨で表示される時価のいずれか低い価格で評価される。評価調整は、時価が購入価格より低い場合に計上される。かかる評価調整は、評価調整が行われている理由が適用されなくなった場合には、継続されない。

時価は、証券取引所に上場されているかまたはその他の規制ある市場で取引されている譲渡性証券に関しては、評価日における入手可能な最終の取引値に相当する。

2.5 前払費用

当該資産項目には、当期事業年度に発生したが次期事業年度中に関連する費用が含まれている。

2.6 引当金

債務引当金は、明らかに定義される性質を有し、貸借対照表日現在発生することが予想されるかまたは発生することが確実であるが、その金額または発生日時が不確かな性質を有する損失または債務を補填することを意図するものである。

2.7 買掛金

買掛金は、その返済価額で計上される。返済金額が受領金額より大きい場合、差額は資産として表示され、線形法に基づき債務の期間にわたり償却される。

2.8 純売上高

純売上高は、フィデリティのルクセンブルグに所在するファンドの監督、管理運用および管理事務から得られる金額（売上高に直結する払戻し、付加価値税およびその他の税金を控除後）で構成される。

注3 - 売上債権

売上債権は、主に当社が管理運用を行う投資信託からの未収金により構成される。

注4 - 関連会社からの未収金 / 関連会社に対する未払金

関連会社からの未収金は、主に投資信託の管理事務、管理運用および監督に関するF I L リミテッドからの未収金により構成されている。

関連会社に対する未払金は、主に当社の直接の親会社であるF I L ホールディングス（ルクセンブルグ）エス・エイに対し支払うべき連結納税に関連する未払金から構成されており、注16に記載される。

注5 - その他の投資証券等

当社は、現金残高の一部を、機会をとらえて一時的にフィデリティ・インスティテューショナル・リクイデティ・ファンド・ピーエルシー - ユーロ・クラスA・アキュミュレイティング・シェアーズ・ファン

ドおよびモルガン・スタンレー・リクイデティ・ファンド・ピーエルシー・ユーロ・リクイデティ・ファンド・インスティテューショナル・アキュミュレーション・シェアーズ・ファンドに投資した。

注6 - 払込資本

当社の授權かつ発行済株式資本は、1株当たり1,000ユーロの全額払込済500株に分けられた500,000ユーロである。

	株数	ユーロ
2018年6月30日および2019年6月30日現在	500	500,000

注7 - 資本剰余金勘定

当社の資本剰余金勘定は、以下のとおりである。

	ユーロ
2018年6月30日および2019年6月30日現在	4,000,000

注8 - 法定準備金

ルクセンブルグの会社法に準拠して、当社は各事業年度の純利益の最低5%を、株主に分配することができない法定準備金に振替えることを要求されている。この義務は、法定準備金の残高が発行済株式資本の10%に達すると必要でなくなる。

注9 - その他の配当不能準備金

当社は、ルクセンブルグの資産税（富裕税）法第8a項に従い、その資産税（富裕税）債務を減少させた。当社は、資産税の減少金額の5倍に相当する金額を分配不能の準備金に割り当てる。この準備金は、割当て後5年間分配することができない。

注10 - 準備金および損益項目の期中増減

2019年6月30日終了年度の増減は、以下のとおりであった。

	法定準備金	その他の準備金	繰越利益	当期利益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2018年7月1日現在	50,000	530,800	7,757,140	9,464,378
期中増減：				
- 前期利益の割当て	-	-	9,464,378	(9,464,378)
- その他の増減：資産税（富裕税）	-	(111,600)	111,600	-
- その他の増減：分配	-	-	(8,517,000)	-
- 当期利益	-	-	-	9,696,844
2019年6月30日現在	50,000	419,200	8,816,118	9,696,844

純利益の割当ては、2018年10月9日開催の年次総会において承認された。資産税（富裕税）割当ては、準備金から繰越損益に戻された111,600ユーロの取崩しにより構成された。

2018年12月、当社はF I Lホールディングス（ルクセンブルグ）エス・エイに対して8.5百万ユーロの分配金を支払った。

注11 - その他の引当金

その他の引当金は、スタッフ向けの奨励制度に関連している。

注12 - 税務当局

当社は、ルクセンブルグにおいて適用される税法に服する。ルクセンブルグの税務当局は、法人税および資産税（富裕税）に関する2015年までの年度に関する査定を発行している。

注13 - 純売上高

純売上高は、フィデリティ・インターナショナルのルクセンブルグに所在する投資信託の監督、管理事務および管理運用に関連する報酬から構成されている。すべての売上高は、ルクセンブルグにおいて遂行された活動に由来する。

注14 - その他の外部費用

その他の外部費用には、以下が含まれる。

	2019年	2018年
	ユーロ	ユーロ
投資助言報酬および割戻実績連動報酬	2,062,062	1,666,557
販売報酬	2,799,049	2,660,020
専門家報酬	1,434,369	464,808
所在地事務報酬	632,393	638,343
ファンド経費	320,449	619,812
その他	2,199,587	502,301
	9,447,909	6,551,841

2019年には実績連動報酬が発生しなかったため、割戻しによる支払は行われなかった。

2019年の専門家報酬は、2019年に支払われたものの、過年度に関連する金額が含まれている。

「その他」は、主として回収不能な付加価値税の償却およびF I Lホールディングス(ルクセンブルグ)エス・エイが当社に対して請求した管理事務業務に係る金額により構成されている。

注15 - 従業員および監督部門に関する詳細

15.1 スタッフ

当社は、2019年事業年度中に平均51名の正社員を雇用しており、以下のとおりカテゴリー毎に分類される。

	2019年	2018年
管理職	-	-
従業員	51	53
	51	53

当社の管理職は、2018年9月30日まではF I Lリミテッド・グループに属するその他の会社によって雇用されており、関連費用はI G Pを通じて当社との共同負担となっていたが、同日以降、これらの費用は当社に対して正式に請求され、注記14「その他の外部費用」中において「その他」として開示されている。

15.2 経営陣および監督部門のメンバーに付与される報酬ならびに元メンバーの退職年金に関する契約債務

2018年度および2019年度中、2018年9月30日以前に当社が直接支払を行ったかI G Pを通じて共同負担したか(賃金・給料の項目で開示されている。)、または2018年10月1日以降に当社に請求書が送付されたか(その他の外部費用として開示されている。)にかかわらず、日々の運営責任に関して数名の取締役を支払われた給料以外に、経営陣または監督メンバーに付与された報酬はない。当社にはまた、2018年6月30日現在および2019年6月30日現在、かかる部門の元メンバーの退職年金に関する契約債務はない。

15.3 経営陣および監督部門のメンバーに付与される前払金およびローン

2018年度および2019年度中、かかるメンバーに付与された前払金およびローンはない。

注16 - 収益税

当社は、2015年7月1日より効力を発生した連結納税制度に基づき、F I Lホールディングス（ルクセンブルグ）エス・エイと連結納税を形成した。これにより、各社の所得税債務は連結される予定である。その結果、当年度の3,275,525ユーロ（2018年：3,350,142ユーロ）の負債は、「1年以内に期限の到来する関連会社からの未収金」に含まれる。

[次へ](#)

FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.

Balance sheet as at 30 June 2019

	Note(s)	2019 EUR	2018 EUR
ASSETS			
Current assets			
Debtors	2.2		
Trade debtors			
- becoming due and payable within one year	3	1,620,307	2,000,921
Amounts owed by affiliated undertakings			
- becoming due and payable within one year	2.3, 4	4,887,253	3,061,829
Other debtors			
- becoming due and payable within one year		8,798	9,489
Investments			
Other investments	2.4, 5	22,341,438	22,964,976
Cash at bank and in hand		550,347	155,715
		29,408,143	28,192,930
Prepayments	2.5	34,845	77,999
Total Assets		29,442,988	28,270,929

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.

Balance sheet as at 30 June 2019

	Note(s)	2019 EUR	2018 EUR
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES			
Capital and reserves			
Subscribed capital	6	500,000	500,000
Share premium account	7	4,000,000	4,000,000
Reserves			
Legal reserve	8, 10	50,000	50,000
Other reserves			
- other non available reserves	9, 10	419,200	530,800
Profit brought forward	10	8,816,118	7,757,140
Profit for the financial year		9,696,844	9,464,378
		<u>23,482,162</u>	<u>22,302,318</u>
Provisions			
Other provisions	11	1,084,098	1,132,586
Creditors			
Trade creditors			
- becoming due and payable within one year		660,727	319,044
Amounts owed to affiliated undertakings			
- becoming due and payable within one year	2.3, 4	4,002,823	4,406,244
Other creditors			
Tax authorities	12	134,882	32,041
Social security authorities		78,296	78,696
		<u>4,876,728</u>	<u>4,836,025</u>
Total Capital, Reserves and Liabilities		29,442,988	28,270,929

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.

Profit and loss account for the year ending 30 June 2019

	Note(s)	2019 EUR	2018 EUR
Net turnover	2.8, 13	27,903,697	26,132,134
Other external expenses	14	(9,447,909)	(6,551,841)
Staff costs	15		
- Wages and salaries		(4,631,685)	(5,693,805)
- Social security costs			
i. relating to pensions		(127,371)	(148,849)
ii. other social security costs		(567,453)	(742,382)
- Other staff costs		(46,858)	(49,108)
		<u>(5,373,367)</u>	<u>(6,634,144)</u>
Other interest receivable and similar income			
- Other interest and similar income		-	36,728
Interest payable and similar expenses			
- Other interest and similar expenses		(105,237)	(80,557)
Tax on profit	16	(3,275,525)	(3,350,142)
Profit after taxation		9,701,659	9,552,178
Other taxes not shown under previous items		(4,815)	(87,800)
Profit for the financial year		<u><u>9,696,844</u></u>	<u><u>9,464,378</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.

Notes to the annual accounts as at 30 June 2019

Note 1 - General information

FIL Investment Management (Luxembourg) S.A. (the “Company”) was incorporated on 14 August 2002 as a Société Anonyme under the laws of Luxembourg for an unlimited period with its registered office established in Luxembourg city.

The Company's financial year starts on 1 July and ends on 30 June each year.

The original purpose of the Company was the creation, administration and management of a mutual investment fund known as Fidelity World Funds FCP and the issue of certificates or statements of confirmation evidencing undivided co-proprietorship interests therein. The Board of Directors has since then approved the launch of further FCPs, and consequently the Company also managed the following FCPs during the year:

Fidelity Nikko Global Selection FCP (launched 13 December 2002);

Fidelity Global Bond Series FCP (launched 23 August 2006, closed on 19 September 2018).

On 22 June 2011 an Extraordinary Meeting of the Company's shareholders approved amendments to the Company's Articles of Association with effect from 1 July 2011. The principal change was to amend the purpose of the Company to “management within the meaning of article 101(2) of the Law of 17 December 2010 relating to undertakings for collective investment (the “2010 Law”), including but not limited to the creation, administration, management, and marketing of undertakings for collective investment”. This change permitted the Company to become the UCITS IV management company for the Fidelity Active Strategy SICAV on 1 July 2011 and for the Fidelity Funds and Fidelity Funds II SICAVs on 1 June 2012. Fidelity Funds II SICAV was closed on 19 November 2018.

Following the Company's approval under the Alternative Investment Fund Managers (“AIFM”) Directive on 22 July 2014, FIL Investment Management (Luxembourg) S.A. took responsibility for the management of the Fidelity International Real Estate Fund with effect from 22 July 2014. On 1 October 2016 the Fidelity International Real Estate Fund - UK Real Estate Fund was contributed into the Fidelity UK Real Estate Fund, at which point responsibility as AIFM for that fund passed to FIL Investment Services (UK) Limited. The Company remains the management company for the Eurozone Real Estate Funds.

From 1 June 2012 until 30 September 2018 the Company was a member of the FIL Independent Group of Persons (“FIL IGP”) with its immediate parent, FIL Holdings (Luxembourg) S.A., and FIL (Luxembourg) S.A. whereby costs incurred by individual members of the FIL IGP were shared with the members in proportion to the cost sharing agreements established between them. These costs are directly reflected in the respective profit and loss account headings under “Other external expenses” and “Staff costs”. Following the introduction of a Luxembourg VAT group regime, which entered into law on 31 July 2018, the Company has since 1 October 2018 joined a VAT group with these same two companies.

The Company is included in the consolidated accounts of FIL Limited forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as an indirect subsidiary undertaking. The registered office of that company is located at Pembroke Hall, 42 Crow Lane, Pembroke, Hamilton, HM 19, Bermuda.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of FIL Holdings (Luxembourg) S.A. forming the smallest body of undertakings of which the Company forms part as a direct subsidiary undertaking. The registered office of that company is located at 2a, rue Albert Borschette, L-1246 Luxembourg, where its consolidated accounts are available.

Note 2 - Summary of significant accounting policies

The annual accounts have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements under the historical cost convention. Accounting policies and valuation are, besides the ones laid down by the Law of 19 December 2002 as amended, determined and applied by the Board of Directors.

The principal accounting policies of the Company are summarised below.

2.1 Foreign currency translation

The functional and reporting currency of the Company is the Euro (" EUR "). Transactions denominated in foreign currencies are initially recorded at the rates of exchange prevailing at the dates of the transactions.

Monetary assets except cash and liabilities denominated in foreign currencies are retranslated at the rates prevailing on the balance sheet date and unrealised losses arising on exchange are included in the net profit or loss for the year. Exchange gains are recorded in the profit and loss account on realisation.

2.2 Debtors

Debtors are valued at their nominal value, subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

2.3 Amounts owed by / to affiliated undertakings

The amounts on the balance sheet are shown net by counterparty to the extent that they are settled net under FIL Limited group policy.

2.4 Other investments

Other investments are valued at the lower of purchase price, including expenses incidental thereto, and market value expressed in the currency in which the annual accounts are prepared. A value adjustment is recorded where the market value is lower than the purchase price. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

The market value corresponds to the latest available quote on the valuation day for transferable securities listed on a stock exchange or traded on another regulated market.

2.5 Prepayments

This asset item includes expenditure incurred during the financial year but relating to a subsequent financial year.

2.6 Provisions

Provisions for liabilities and charges are intended to cover losses or debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

2.7 Creditors

Creditors are recorded at their reimbursement value. When the amount repayable on account is greater than the amount received, the difference is shown as an asset and is written off over the period of the debt based on a linear method.

2.8 Net turnover

Net turnover consists of amounts derived from the oversight, management and administration of Fidelity's Luxembourg domiciled funds, after deductions of rebates, value added tax and other taxes directly linked to the turnover.

Note 3 - Trade debtors

Trade debtors consist principally of amounts due from the funds managed by the Company.

Note 4 - Amounts owed by / to affiliated undertakings

Amounts owed by affiliated undertakings consists mainly of amounts due from FIL Limited relating to the administration, management and oversight of investment funds.

Amounts owed to affiliated undertakings consists mainly of amounts due to FIL Holdings (Luxembourg) S.A., the Company's immediate parent, relating to the tax unity described in Note 16.

Note 5 - Other investments

The Company has taken the opportunity to invest part of its cash balances in a Fidelity Institutional Liquidity Fund PLC – Euro Class A Accumulating Shares fund and a Morgan Stanley Liquidity Fund PLC – Euro Liquidity Fund Institutional Accumulation Shares fund on a renewable basis.

Note 6 - Subscribed capital

The authorised and issued share capital of the Company amounts to €500,000 divided into 500 shares of €1,000 each, fully paid up:

	Number	EUR
As at 30 June 2018 and 30 June 2019	500	500,000

Note 7 - Share premium account

The Company's share premium account is as follows:

EUR

As at 30 June 2018 and 30 June 2019

4,000,000

Note 8 - Legal reserve

In accordance with Luxembourg company law, the Company is required to transfer a minimum of 5% of its net profit for each financial year to a legal reserve which is not available for distribution to the shareholders. This requirement ceases to be necessary once the balance on the legal reserve reaches 10% of the subscribed capital.

Note 9 - Other non available reserves

The Company has reduced its Net Wealth Tax liability in accordance with paragraph 8a of the Luxembourg Net Wealth Tax law. The Company allocates under non-distributable reserves an amount corresponding to five times the amount of the reduction of Net Wealth Tax. This reserve is unavailable for distribution for five years after its allocation.

Note 10 - Movements for the year on reserves and profit and loss items

The movements for the year ended 30 June 2019 were as follows:

	Legal reserve	Other reserves	Profit brought forward	Profit for the financial year
	EUR	EUR	EUR	EUR
As at 1 July 2018	50,000	530,800	7,757,140	9,464,378
Movements for the year:				
- Allocation of previous year's profit	-	-	9,464,378	(9,464,378)
- Other movements: net wealth tax	-	(111,600)	111,600	-
- Other movements: dividend	-	-	(8,517,000)	-
- Profit for the year	-	-	-	9,696,844
As at 30 June 2019	50,000	419,200	8,816,118	9,696,844

The allocation of net profit was approved at the Annual General Meeting held on 9 October 2018. The net wealth tax allocation comprised the release of an amount of €111,600 from the reserve back to profit and loss brought forward.

The Company paid a dividend of €8.5m to FIL Holdings (Luxembourg) S.A. in December 2018.

Note 11 - Other provisions

Other provisions relates principally to staff incentive schemes.

Note 12 - Tax authorities

The Company is subject to tax law applicable in Luxembourg. The Luxembourg tax authorities have issued assessments for the years up to and including 2015 for corporate taxes and Net Wealth Tax.

Note 13 - Net turnover

Net turnover consists of fees relating to the oversight, administration and management of Fidelity International's Luxembourg domiciled funds. All turnover is derived from activities performed in Luxembourg.

Note 14 - Other external expenses

Other external expenses include:

	2019	2018
	EUR	EUR
Sub-advisory and retrocession of performance fees	2,062,062	1,666,557
Distribution fees	2,799,049	2,660,020
Professional fees	1,434,369	464,808
Domiciliation fees	632,393	638,343
Fund expenses	320,449	619,812
Other	2,199,587	502,301
	<u>9,447,909</u>	<u>6,551,841</u>

No performance fees were received in 2019 and therefore no retrocessions were paid.

Professional fees for 2019 include amounts paid in 2019 but relating to prior years.

Other is composed mainly of irrecoverable VAT written off and amounts charged to the Company by FIL Holdings (Luxembourg) S.A. for administrative services.

Note 15 - Details related to employees and to supervisory bodies

15.1 Staff

The Company employed an average of 51 full time persons during the 2019 financial year broken down by category as follows:

	2019	2018
Managers	-	-
Employees	51	53
	<u>51</u>	<u>53</u>

The Company's managers are employed by other companies in the FIL Limited group and relevant costs shared with the Company through the IGP until 30 September 2018 after which these costs were formally charged to the Company and disclosed in note 14 in Other external expenses under the heading "Other" .

15.2 Emoluments granted to the members of the management and supervisory bodies and commitments
in respect of retirement pensions for former members of those bodies

During the years 2019 and 2018, no remuneration has been granted to management or supervisory members other than salaries paid to some directors for their day to day operational responsibilities, whether directly by the Company or shared through the IGP until 30 September 2018 (disclosed under Wages and salaries), or since 1 October 2018 invoiced to the Company (disclosed under Other external expenses). The Company also has no commitment in respect of retirement pensions for former members of those bodies as at 30 June 2019 and 30 June 2018.

15.3 Advances and loans granted to the members of the management and supervisory bodies

During the years 2019 and 2018, no advances and loans have been granted to those members.

Note 16 - Tax on profit

The Company has entered into a tax unity with FIL Holdings (Luxembourg) S.A. under the tax unity regime with effect from 1 July 2015, under which both companies will consolidate their respective income tax liabilities. As a result, the current year liability of €3,275,525 for the year (2018: €3,350,142) is included in “ Amounts owed to affiliated undertakings becoming due and payable within one year ” .

[次へ](#)

中間財務書類

- a . 管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2019年11月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 120.59円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

F I L ・ インベストメント ・ マネジメント (ルクセンブルグ) エス ・ エイ

貸借対照表

2019年12月31日現在

	2019年		2018年	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産				
流動資産				
債権				
- 1年以内に期限の到来する売上債権	2,481,101	299,196	1,821,232	219,622
- 1年以内に期限の到来する関連会社からの未収金	3,985,520	480,614	3,832,592	462,172
- 1年以内に期限の到来するその他の未収金	6,356	766	14,045	1,694
投資証券等				
その他の投資証券等	18,287,882	2,205,336	14,314,706	1,726,210
銀行預金および手許金	263,095	31,727	1,932,458	233,035
	<u>25,023,954</u>	<u>3,017,639</u>	<u>21,915,033</u>	<u>2,642,734</u>
前払費用	2,478	299	-	-
資産合計	<u>25,026,432</u>	<u>3,017,937</u>	<u>21,915,033</u>	<u>2,642,734</u>
資本、準備金および負債				
資本および準備金				
払込資本	500,000	60,295	500,000	60,295
資本剰余金勘定	4,000,000	482,360	4,000,000	482,360
準備金				
- 法定準備金	50,000	6,030	50,000	6,030
- その他の準備金				
- その他の配当不能準備金	419,200	50,551	419,200	50,551
繰越利益	9,785,962	1,180,089	8,816,118	1,063,136
当期利益	5,774,606	696,360	3,988,652	480,992
	<u>20,529,768</u>	<u>2,475,685</u>	<u>17,773,970</u>	<u>2,143,363</u>
引当金				
その他の引当金	794,786	95,843	1,327,650	160,101
買掛金				
- 1年以内に支払期限の到来する買掛金	330,135	39,811	311,164	37,523
- 1年以内に支払期限の到来する 関連会社に対する未払金	2,977,896	359,104	2,258,181	272,314
その他の買掛金				
- 税務当局	121,022	14,594	42,041	5,070
- 社会保障当局	272,825	32,900	191,006	23,033
- 1年以内に支払期限の到来するその他の買掛金	-	-	11,021	1,329
	<u>3,701,878</u>	<u>446,409</u>	<u>2,813,413</u>	<u>339,269</u>
資本、準備金および負債合計	<u>25,026,432</u>	<u>3,017,937</u>	<u>21,915,033</u>	<u>2,642,734</u>

F I L ・ インベストメント ・ マネジメント (ルクセンブルグ) エス ・ エイ

損益計算書

2019年12月31日に終了した6か月間

	2019年		2018年	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
純売上高	15,076,942	1,818,128	12,860,802	1,550,884
その他の外部費用	(4,902,904)	(591,241)	(4,079,280)	(491,920)
人件費				
- 賃金・給料	(1,910,048)	(230,333)	(2,609,074)	(314,628)
- 社会保障費				
. 年金関連	(53,541)	(6,457)	(57,497)	(6,934)
. その他の社会保障費	(356,224)	(42,957)	(394,441)	(47,566)
- その他の人件費	(46,094)	(5,558)	(41,712)	(5,030)
	(2,365,907)	(285,305)	(3,102,724)	(374,157)
支払利息および類似する費用				
- その他の利息および類似する費用	(60,491)	(7,295)	(60,978)	(7,353)
	(60,491)	(7,295)	(60,978)	(7,353)
収益税	(1,973,034)	(237,928)	(1,629,168)	(196,461)
税引後利益	5,774,606	696,360	3,988,652	480,992
当期利益	5,774,606	696,360	3,988,652	480,992

6【その他】

2019年10月31日提出済みの有価証券報告書（みなし有価証券届出書）の記載事項の一部について、内容の更新等を行います。

（注）_____の部分は訂正部分を示します。

証券情報

（１）ファンドの名称

<訂正前>

日興 フィデリティ・グローバル・セレクション - ジャパン・アドバンテージ・ファンド
(Fidelity Nikko Global Selection - Japan Advantage Fund)

（注）日興 フィデリティ・グローバル・セレクション - ジャパン・アドバンテージ・ファンド（以下「サブ・ファンド」という。）は、アンブレラ・ファンドである日興 フィデリティ・グローバル・セレクション（以下「ファンド」といい、また「FNGS」ということがある。）のサブ・ファンドである。2019年10月末日現在、ファンドは、2つのサブ・ファンドにより構成されている。サブ・ファンドの受益者は、約款の定めに従い他のサブ・ファンドに転換（スイッチング）することができる。

<訂正後>

日興 フィデリティ・グローバル・セレクション - ジャパン・アドバンテージ・ファンド
(Fidelity Nikko Global Selection - Japan Advantage Fund)

（注）日興 フィデリティ・グローバル・セレクション - ジャパン・アドバンテージ・ファンド（以下「サブ・ファンド」という。）は、アンブレラ・ファンドである日興 フィデリティ・グローバル・セレクション（以下「ファンド」といい、また「FNGS」ということがある。）のサブ・ファンドである。2020年1月末日現在、ファンドは、2つのサブ・ファンドにより構成されている。サブ・ファンドの受益者は、約款の定めに従い他のサブ・ファンドに転換（スイッチング）することができる。

（５）申込手数料

<訂正前>

（前略）

クラスB 受益証券

クラスB 受益証券について、申込時に手数料は課せられないが、日本国内における申込みについては、購入後の経過年数により買戻時に以下の条件付後払申込手数料（以下「CDSC」または「換金手数料」ということがある。）が課せられる（CDSCについては、後記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（1）申込手数料」を参照のこと。）。ただし、総販売会社（下記に定義される。）から日本における販売取扱会社に対して4.00%の手数料が支払われる。なお、2019年9月末日現在、条件付後払申込手数料に対して日本の消費税および地方消費税は課せられない。

（後略）

<訂正後>

（前略）

クラスB 受益証券

クラスB 受益証券について、申込時に手数料は課せられないが、日本国内における申込みについては、購入後の経過年数により買戻時に以下の条件付後払申込手数料（以下「CDSC」または「換金手数料」ということがある。）が課せられる（CDSCについては、後記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（1）申込手数料」を参照のこと。）。ただし、総販売会社（下記に定義される。）から日本における販売取扱会社に対して4.00%の手数料が

支払われる。なお、2019年12月末日現在、条件付後払申込手数料に対して日本の消費税および地方消費税は課せられない。

（後略）

有価証券報告書

第一部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

（1）ファンドの目的及び基本的性格

a．ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

<訂正前>

日興 フィデリティ・グローバル・セレクション - ジャパン・アドバンテージ・ファンド（Fidelity Nikko Global Selection - Japan Advantage Fund）（以下「サブ・ファンド」という。）は、アンブレラ・ファンドである日興 フィデリティ・グローバル・セレクション（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドである。2019年10月末日現在、ファンドは、2つのサブ・ファンドにより構成されている。

（後略）

<訂正後>

日興 フィデリティ・グローバル・セレクション - ジャパン・アドバンテージ・ファンド（Fidelity Nikko Global Selection - Japan Advantage Fund）（以下「サブ・ファンド」という。）は、アンブレラ・ファンドである日興 フィデリティ・グローバル・セレクション（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドである。2020年1月末日現在、ファンドは、2つのサブ・ファンドにより構成されている。

（後略）

（3）ファンドの仕組み

c．管理会社の概要

（二）資本金の額

<訂正前>

2019年8月末日現在の発行済株式資本金は、50万ユーロ（約5,882万円）で、2019年8月末日現在全額払込済である。なお、1株1,000ユーロ（117,630円）の額面で記名株式500株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、2019年8月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 117.63円）による。以下、別段の表示がない限り、ユーロの円貨表示はすべてこれによる。

<訂正後>

2019年11月末日現在の発行済株式資本金は、50万ユーロ（約6,030万円）で、2019年11月末日現在全額払込済である。なお、1株1,000ユーロ（120,590円）の額面で記名株式500株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、2019年11月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 120.59円）による。以下、別段の表示がない限り、ユーロの円貨表示はすべてこれによる。

3 投資リスク

a . リスク要因

< 訂正前 >

（前略）

（二）特定の金融商品に関連するリスク

中国関連リスク

（中略）

ボンドコネクトの下においてノースバウンド・トレーディング・リンクを通じてC I B Mで取引される投資対象

（中略）

香港金融管理局（現香港証券保管決済機関）により認可された中国国外の預託機関は、中国本土の適用ある規制に従い、P B O C（現中国證券登記結算有限責任公司および銀行同業結算有限公同）により認可された中国本土の預託機関と共同のノミニー口座を開設する。適格外国人投資家が保有するすべての債券は、香港証券保管決済機関名義で登録され、同機関は当該債券のノミニー保有者となる。

（中略）

確定利付証券関連リスク

ハイブリッド証券への投資に伴うリスク

ハイブリッド証券とは、一般に株式および債券を含む二種類以上の資産クラスの双方に対するエクスポージャーを併せ持った証券である。ハイブリッド証券の一般的な例は転換社債であり、通常、標準的な債券と比べて支払われるクーポンは低いが、業績が好調である場合、参照株式に転換される。例えば転換社債は、株式の変動および普通社債への投資を上回るボラティリティにさらされる。転換社債への投資は、同程度の普通社債への投資に付随するものと同様の金利リスク、信用リスク、流動性リスクおよび期限前返済リスクを伴う。発行体は、支払不能に陥った場合、特定の種類の債券を他よりも先行して返済しなければならない。第一に返済される債券は「優先」と呼ばれ、その他の債券については、かかる状況において保有者に対する返済の可能性が低いため「劣後」と呼ばれる。転換社債は優先債券であり、返済は他の優先債券と連動している。その他のハイブリッド債は、株式類似の特性を有する劣後債である。一般的に、ハイブリッド債は長期の満期が設定されており（または満期について制限がなく（恒久））、コール・スケジュール（すなわち発行体が特定の価格で債券を買い戻すことができる一連のコール日）が存在することから、債券の将来的なキャッシュフローが、より低い金利で再投資されなければならない再投資リスクが上昇する。ハイブリッド債の劣後性は、通常、株式とその他の劣後債との中間的なところに位置する。同様に、ハイブリッド証券にもまた、一般的な「債券」のリスク要因と同じように、利息の支払の遅延、株式市場の変動性および非流動性といったリスクが内在する。ハイブリッド証券に付随する追加的なリスクの一部の要因は、以下のとおりである。

クーポン取消し：一部のハイブリッド証券に係るクーポンの支払については、完全な一任方式が採用されており、発行体はいかなるときでも、いかなる理由によっても、また期間の長さにかかわらず、支払を取り消すことができる。かかる債券に係るクーポンの支払の取消しは、債務不履行事由には該当しない。取り消された支払は累積されず、償却される。発行体が従業員に対して普通株式に係る配当金および変動報酬の支払を続ける一方で、保有者のクーポンは取り消されることがある。

コール延長リスク：一部のハイブリッド証券は永久債として発行され、所轄官庁の承認があれば、事前に決定されたレベルに基づき繰上償還が可能である。永久債は、コール日に繰上償還されるとは限らない。投資者は、コール日にかかわらず、いかなる日においても、元本の期待リターンを受け取ることができないことがある。

損失吸収の特性をもつ商品への投資に伴うリスク：ハイブリッド債には、吸収損失の特性をもつ商品が含まれることがあり、通常その特性は、トリガー事由（すなわち発行体（もしくは同発行体が

破綻処理対象会社でない場合には、破綻処理対象会社)が破綻状態にあるか、それに近い状態にある場合、または発行体の自己資本比率が一定のレベルまで下落した場合)が発生した場合に、当該商品が償却されるか、評価減されるか、または普通株式へ転換されることを定めた要項を含む。

偶発転換社債 (C o C o 債) への投資に伴うリスク

C o C o 債は、規制上の資本要件に関する一定のトリガー事由または発行金融機関の規制当局が必要とみなした一定のトリガー事由が発生した場合に、株式への転換または元本の削減のいずれかが行われるよう意図された、損失吸収の特性をもつ一種のハイブリッド債務証券である。C o C o 債は、発行金融機関およびそれに対する規制要件に応じて設定された、固有の株式への転換または元本削減の特性をもっている。トリガー事由は、場合によって、金融機関の中核自己資本に対するリスク加重資産の比率である「自己資本比率」に基づき設定される。C o C o 債に付随する追加的なリスクの一部は、以下のとおりである。

資本構成反転リスク：C o C o 債投資者は、標準的な資本ヒエラルキーに反して、株式保有者が資本の損失を被らないときに、資本の損失を被る可能性がある。標準的な資本構造においては、第一に株式保有者が損失を被ると予想される。ただし、自己資本比率が、株式保有者が損失を被るとされる比較的低いレベルを下回った場合にトリガー事由が発生するC o C o 債は、(比較的高い自己資本比率を維持している場合にトリガー事由が発生する)ハイ・トリガー条項付C o C o 債と比較して、この限りではない。

流動性および投資集中リスク：通常の市況において、C o C o 債は容易に売却することができる。商品構造は革新的であるが、特定のマーケット・シナリオにおける動きについては依然としてテストは実施されていない。一発行体がトリガー事由を発生させる場合またはクーポンを停止する場合、市場がこの問題を固有の事由又はシステミックな事由とみなすかどうかは不明である。後者の場合、価格に悪影響が波及する可能性および全資産クラスが変動する可能性がある。更に、非流動市場においては、価格により強いストレスがかかることがある。

ローンへの投資に伴うリスク

(中略)

(ヘ) 追加的なリスク

(中略)

サステイナブル投資

サステイナブル・ファンドは、有価証券のサステイナブル活動の状況への評価を形成するため、内部調査チームにより提供され、外部のESGスコア提供者により補完されるESG基準を用いる。投資運用会社が、サステイナブル活動を行う企業の有価証券に重点を置くことは、フィデリティ・ファンドのファンドの投資実績に影響を及ぼす可能性があり、場合によって、重点を置かない同種の商品と比べて不利なリターンを生み出すことがある。サステイナブル・ファンドの投資方針にサステイナブル活動の状況が用いられていることにより、サステイナブル・ファンドは、購入すれば有利であったであろう有価証券の購入機会を逸失し、および/またはサステイナブル活動の状況に起因して売却が不利である可能性がある有価証券を売却する結果を招くことがある。サステイナブル活動の状況に基づき有価証券を評価するに際して、投資運用会社は、不完全、不正確または入手不可能であることがある内部調査チームにより提供され、外部のESGスコア提供者により補完される情報およびデータに依拠する。結果として、投資運用会社が有価証券または発行体を不正確に評価するリスクがある。また、投資運用会社が該当するサステイナブル活動の状況を正確に適用しないリスクまたはサステイナブル・ファンドにより適用されるサステイナブル活動の状況を充足しない発行体にエクスポージャーを、かかるサステイナブル・ファンドが有するリスクもある。サステイナブル・ファンドにより保有される有価証券のサステイナブル活動の状況が変更された結果、投資運用会社が有価証券を売却せざるをえなくなった場合、サステイナブル・ファンド、管理会社または投資運用会社のいずれも、かかる変更に関する債務を引き受けない。このような実績の公平性、正確性または完全性については、表明も保証もされていない。有価証券のサステイナブル活動の状況は、時間の経過とともに変化する可能性がある。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

(二) 特定の金融商品に関連するリスク

中国関連リスク

(中略)

ボンドコネクトの下においてノースバウンド・トレーディング・リンクを通じてC I B Mで取引される投資対象

(中略)

香港金融管理局 (現香港証券保管決済機関) により認可された中国国外の預託機関は、中国本土の適用ある規制に従い、P B O C (現中央国債登記結算有限責任公司および銀行間市場清算所株式有限公司) により認可された中国本土の預託機関と共同のノミニー口座を開設する。適格外国人投資家が保有するすべての債券は、香港証券保管決済機関名義で登録され、同機関は当該債券のノミニー保有者となる。

(中略)

確定利付証券関連リスク

転換社債およびハイブリッド証券への投資に伴うリスク

転換社債は、一般に、金利またはクーポンを支払う債務証券であり、一定の期間にわたり当該社債を保有する保有者は、指定された転換価格で参照株式に転換することができる。例えば転換社債は、普通社債への投資を上回るボラティリティにさらされる。転換社債の価格は、参照株式の市場価格に応じて上昇および下落する他、普通社債への投資と同様に、金利および発行体の信用度に応じて変動することがある。転換社債は、参照株式の価格が転換価格に比して高い場合、(転換を選択することで証券価格が上昇するため) 株式のように機能し、また、参照株式の価格が転換価格に比して低い場合、(転換を選択することで価格が下落するため) 普通社債への投資のように機能する傾向がある。転換社債は、その価格が多く異なる要因によって影響を受けるため、金利変動に対する感応度が同程度の普通社債への投資を上回ることなく、また、通常、参照株式に比して損益が生じる可能性が低い。

一般に、転換社債を含まないハイブリッド証券もまた、株式および債券の双方の特性を併せ持っている。ハイブリッド証券は、株式類似の特性を有する劣後債である。一般的に、ハイブリッド証券は長期の満期が設定されており (または満期について制限がなく (恒久))、コール・スケジュール (すなわち発行体が特定の価格でハイブリッド証券を買い戻すことができる一連のコール日) が存在することから、債券の将来的なキャッシュフローが、より低い金利で再投資されなければならない再投資リスクが上昇する。ハイブリッド証券はまた、通常、デフォルトに陥ることなくクーポンまたは金利の支払を延期することができる。ハイブリッド証券の劣後性は、通常、資本構造において株式とその他の劣後債との中間的なところに位置する (すなわち同証券は、株式の次に最も下位に位置する証券となる。) 。同様に、ハイブリッド証券にもまた、一般的な「債券」のリスク要因と同じように、利息の支払の遅延、株式市場の変動性および非流動性といったリスクが内在する。ハイブリッド証券に付随する追加的なリスクの一部の要因は、以下のとおりである。

クーポン取消し：一部のハイブリッド証券に係るクーポンの支払については、完全な一任方式が採用されており、発行体はいかなるときでも、いかなる理由によっても、また期間の長さにかかわらず、支払を取り消すことができる。かかる証券に係るクーポンの支払の取消しは、債務不履行事由には該当しないことがある。取り消された支払は累積されず、償却される。発行体が従業員に対して普通株式に係る配当金および変動報酬の支払を続ける一方で、保有者のクーポンは取り消されることがある。

コール延長リスク：一部のハイブリッド証券は永久債として発行され、所轄官庁の承認があれば、事前に決定されたレベルに基づき繰上償還が可能である。永久債は、コール日に繰上償還されるとは限らない。投資者は、指定されたコール日にかかわらず、いかなる日においても、元本の期待リターンを受け取ることができないことがある。

偶発転換社債 (C o C o 債) および損失吸収の特性をもつその他の商品への投資に伴う付加的リスク

フィデリティ・ファンズのファンドは、損失吸収の特性をもつ商品へ投資することがある。かかる特性は、金融機関に課される特定の規制上の要件を充足するために策定され、通常その特性は、(a)金融機関が破綻状態にあるか、それに近い状態にある場合、または(b)金融機関の自己資本比率が一定のレベルまで下落した場合に、当該商品が偶発的に評価減されるか、または偶発的に普通株式へ転換されることを定めた要項を含む。

損失吸収の特性をもつ債務証券は、通常、一定のトリガー事由(前項で言及したものを含む。)が発生した場合に、評価減されるか、または普通株式へ転換されるリスクにさらされるため、従来の債務証券に比べて、より大きなキャピタル・リスクを負う。かかるトリガー事由は、発行体によるコントロールの対象外となる可能性が高く、複雑かつ予測困難であり、かかる商品の価格を著しく低下させるか全体的に低下させることがある。

トリガー事由が発生した場合、価格に悪影響が波及することがあり、全資産クラスが変動することがある。損失吸収の特性をもつ債務証券はまた、流動性、評価およびセクター集中のリスクにさらされることがある。

フィデリティ・ファンズは、極めて複雑かつリスクの高いC o C o 債へ投資することがある。C o C o 債は、規制上の資本要件に関する一定のトリガー事由または発行体の規制当局が必要とみなした一定のトリガー事由が発生した場合に、発行体の株式への(割引価格での)転換または元本の削減(恒久的にゼロに削減されるものを含む。)のいずれかが行われるよう意図された、損失吸収の特性をもつ一種のハイブリッド債務証券である。トリガー事由は、発行体の財政状態に連動しており、転換は、発行体の相対的な資本力の悪化の結果として生じる。その結果、転換株式の価格は、発行時または購入時の債券の価値を下回ることがある。市況がストレス状態にある場合、発行体の流動性特性は著しく悪化する可能性があり、同社債を売却するために大幅な割引が必要となることがある。疑義を避けるために付言すると、転換が保有者にとって有益である場合(偶発的であるか否かを問わない。)の転換社債は、「偶発転換社債(C o C o 債)および損失吸収の特性をもつその他の商品への投資に伴う付加的リスク」の項目に記載されるリスクと同一のリスクに服することはない。C o C o 債に係るクーポンの支払は任意であり、発行体は、いつでも、いかなる理由であっても、その期間の長さにかかわらず、取り消すことができる。C o C o 債に付随する追加的なリスクの一部は、以下のとおりである。

資本構成反転リスク：C o C o 債投資者は、標準的な資本ヒエラルキーに反して、株式保有者が資本の損失を被らないときに、資本の損失を被る可能性がある。標準的な資本構造においては、第一に株式保有者が損失を被ると予想される。ただし、自己資本比率が、株式保有者が損失を被るとされる比較的低いレベルを下回った場合にトリガー事由が発生するC o C o 債は、(比較的高い自己資本比率を維持している場合にトリガー事由が発生する)ハイ・トリガー条項付C o C o 債と比較して、この限りではない。

フィデリティ・ファンズはまた、非優先シニア債に投資することがある。これらの商品は、通常、劣後債よりも優先される一方で、トリガー事由が発生した場合には評価減の対象となることがあり、発行体の債権者のランキングヒエラルキーには該当しない。その結果、投資された元本全額が損失されることがある。

ローンへの投資に伴うリスク

(中略)

(へ) 追加的なリスク

(中略)

サステイナブル投資

サステイナブル・ファンドは、有価証券のサステイナブル活動の状況への評価を形成するため、内部調査チームにより提供され、外部のESGスコア提供者により補完されるESG基準を用いる。投資運用会社が、サステイナブル活動を行う企業の有価証券に重点を置くことは、フィデリティ・ファンズのサステイナブル・ファンドの投資実績に影響を及ぼす可能性があり、場合によって、重点を

置かない同種の商品と比べて不利なリターンを生み出すことがある。サステナブル・ファンドの投資方針にサステナブル活動の状況が用いられていることにより、サステナブル・ファンドは、購入すれば有利であったであろう有価証券の購入機会を逸失し、および/またはサステナブル活動の状況に起因して売却が不利である可能性がある有価証券を売却する結果を招くことがある。このように、サステナブル・ファンドは、ESG基準を用いることで、投資対象を予想される価格および時期に取得または処分する能力を制限されることがあり、その結果、かかるサステナブル・ファンドは損失を被ることがある。また、サステナブル・ファンドが保有する有価証券は、投資を行った後、スタイル・ドリフトの影響を受け、サステナブル・ファンドのESG基準を遵守できないことがある。投資運用会社は、その処分が不利となることがある有価証券を処分する必要性が生じることがある。これにより、サステナブル・ファンドの価格は下落することがある。また、ESG基準の採用により、サステナブル・ファンドは、投資がESGに重点を置いた企業に集中することがあり、その価格は、より分散された投資ポートフォリオを有するファンドと比較して変動性が高いことがある。サステナブル・ファンドが行う投資について、サステナブル特性を評価するために共通に合意された原則および基準が依然として存在しないため、ESG評価方法に関する分類の規格化が十分に行われておらず、ESG基準を適用する方法は、各サステナブル・ファンドによって異なることがある。サステナブル活動の状況に基づき有価証券を評価するに際して、投資運用会社は、不完全、不正確または入手不可能であることがある内部調査チームにより提供され、外部のESG評価提供者により補完される情報およびデータソースに依拠する。結果として、投資運用会社が有価証券または発行体を不正確に評価するリスクがある。有価証券のサステナブル活動の状況への評価およびかかる有価証券の選定は、投資運用会社の主観的な判断を伴うことがある。その結果、該当するサステナブル活動の状況が正確に適用されないリスクまたはサステナブル・ファンドにより適用されるサステナブル活動の状況を充足しない発行体に間接的なエクスポージャーを、かかるサステナブル・ファンドが有するリスクがある。サステナブル・ファンドにより保有される有価証券のサステナブル活動の状況が変更された結果、投資運用会社が有価証券を売却せざるをえなくなった場合、サステナブル・ファンド、管理会社または投資運用会社のいずれも、かかる変更に関する債務を引き受けない。このようなサステナブル活動の状況の公平性、正確性または完全性については、表明も保証もされていない。有価証券のサステナブル活動の状況は、時間の経過とともに変化する可能性がある。

（後略）

4 手数料等及び税金

（1）申込手数料

（イ）海外における申込手数料

<訂正前>

（前略）

クラスB受益証券

（中略）

クラスB受益証券には、当該クラスの純資産総額の年率0.75%を上限とする（2019年10月末日現在0.45%）年間販売報酬が課せられる。かかる報酬は、日々発生し、毎月総販売会社に支払われる。CDSCは、クラスB受益証券の当初販売から7年未満の期間に投資者により売却された場合に購入後経過年数に応じた一定の料率により計算され、売却された受益証券の当初購入価格と買戻時の市場価格のいずれか低い金額に料率を適用して決定される。

（後略）

<訂正後>

（前略）

クラスB受益証券

（中略）

クラスB受益証券には、当該クラスの純資産総額の年率0.75%を上限とする（2020年1月末日現在0.45%）年間販売報酬が課せられる。かかる報酬は、日々発生し、毎月総販売会社に支払われる。C D S Cは、クラスB受益証券の当初販売から7年未満の期間に投資者により売却された場合に購入後経過年数に応じた一定の料率により計算され、売却された受益証券の当初購入価格と買戻時の市場価格のいずれか低い金額に料率を適用して決定される。

（後略）

（ロ）日本国内における申込手数料

<訂正前>

（前略）

クラスB受益証券

（中略）

クラスB受益証券には、当該クラスの純資産総額の年率0.45%の年間販売報酬が課せられる。かかる報酬は、日々発生し、毎月総販売会社に支払われる。C D S Cは、クラスB受益証券の最初の購入から7年未満の期間に投資者により買戻請求された場合に下記の料率により計算され、買戻された受益証券の当初購入価格と買戻時の市場価格のいずれか低い金額に料率を適用して決定される。なお、2019年9月末日現在、C D S Cに対して日本の消費税および地方消費税は課せられない。

（後略）

<訂正後>

（前略）

クラスB受益証券

（中略）

クラスB受益証券には、当該クラスの純資産総額の年率0.45%の年間販売報酬が課せられる。かかる報酬は、日々発生し、毎月総販売会社に支払われる。C D S Cは、クラスB受益証券の最初の購入から7年未満の期間に投資者により買戻請求された場合に下記の料率により計算され、買戻された受益証券の当初購入価格と買戻時の市場価格のいずれか低い金額に料率を適用して決定される。なお、2019年12月末日現在、C D S Cに対して日本の消費税および地方消費税は課せられない。

（後略）

（5）課税上の取扱い

（A）日本

<訂正前>

2019年9月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（後略）

<訂正後>

2019年12月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（後略）

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

（1）海外における申込手続等

<訂正前>

(前略)

クラスB 受益証券

(中略)

クラスB 受益証券には、当該クラスの純資産総額の年率0.75%を上限とする(2019年10月末日現在0.45%)年間販売報酬が課せられる。かかる報酬は、日々発生し、毎月総販売会社に支払われる。C D S Cは、クラスB 受益証券の最初の購入から7年未満の期間に投資者により売却された場合に下記の料率により計算され、売却された受益証券の当初購入価格と買戻時の市場価格のいずれか低い金額に料率を適用して決定される。

(後略)

<訂正後>

(前略)

クラスB 受益証券

(中略)

クラスB 受益証券には、当該クラスの純資産総額の年率0.75%を上限とする(2020年1月末日現在0.45%)年間販売報酬が課せられる。かかる報酬は、日々発生し、毎月総販売会社に支払われる。C D S Cは、クラスB 受益証券の最初の購入から7年未満の期間に投資者により売却された場合に下記の料率により計算され、売却された受益証券の当初購入価格と買戻時の市場価格のいずれか低い金額に料率を適用して決定される。

(後略)

(2) 日本における申込手続等

<訂正前>

(前略)

クラスB 受益証券

クラスB 受益証券について、申込時に手数料は課せられないが、購入後の経過年数により買戻時に以下の条件付後払申込手数料が課せられる。クラスB 受益証券には、当該クラスの純資産総額の年率0.45%の年間販売報酬が課せられる。かかる報酬は、日々発生し、毎月総販売会社に支払われる。条件付後払申込手数料は、買い戻された受益証券の当初購入価格と買戻時の市場価格のいずれか低い金額に料率を適用して決定される。なお、2019年9月末日現在、日本の消費税および地方消費税は、C D S Cに対して課せられない。

(後略)

<訂正後>

(前略)

クラスB 受益証券

クラスB 受益証券について、申込時に手数料は課せられないが、購入後の経過年数により買戻時に以下の条件付後払申込手数料が課せられる。クラスB 受益証券には、当該クラスの純資産総額の年率0.45%の年間販売報酬が課せられる。かかる報酬は、日々発生し、毎月総販売会社に支払われる。条件付後払申込手数料は、買い戻された受益証券の当初購入価格と買戻時の市場価格のいずれか低い金額に料率を適用して決定される。なお、2019年12月末日現在、日本の消費税および地方消費税は、C D S Cに対して課せられない。

(後略)

[次へ](#)

第二部 特別情報

第3 投資信託制度の概要

<訂正前>

（2018年3月付）

・ 定義

（中略）

2002年法 投資信託に関する2002年12月20日法（改正済）（2012年7月1日を効力発生日として2010年法が継承）

2007年法 専門投資信託に関する2007年2月13日法（改正済）

（中略）

2013年法 オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法（改正済）

A I F 2013年法第1条第39項の意味の範囲内でのオルタナティブ投資ファンド

（中略）

A I F M R 適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および監督に関する欧州議会および理事会指令2011/61/EUを補完する2012年12月19日付委員会委任規則（EU）No.231/2013

C E S R 欧州証券市場監督局（ESMA）に置き換わった欧州証券規制当局委員会

C S S F ルクセンブルグの金融セクター監督当局である金融監督委員会

（中略）

メモリアルC 要求される特定の会社の公告および通知が行われ、2016年6月1日付でRESAに置き換えられた官報の一版であるメモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン

非個人投資家向け 発行関連書類においてルクセンブルグ領域内における個人投資家への受益証券／投資口の

パート ファンド 販売が認められていないパート ファンド

（中略）

R A I F リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日付ルクセンブルグ法第1条の意味の範囲内でのリザーブド・オルタナティブ投資ファンド

個人投資家向け 発行関連書類においてルクセンブルグ領域内における個人投資家への受益証券／投資口の

パート ファンド 販売が認められているパート ファンド

（中略）

S I C A R リスク・キャピタルに投資する投資法人

U C I 投資信託

U C I 管理会社 2010年法第16章に基づき認可を受けた管理会社

U C I T S 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託

（中略）

U C I T S 規則また 保管受託銀行の義務に関する欧州議会および理事会指令2009/65/ECを補完する2015年

はEU規則2016/438 12月17日付委員会委任規則（EU）2016/438

（中略）

U C I T S 管理会社 2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社

・ 投資信託に関する法令の歴史の概要

（中略）

上記の結果、2013年法は、別の新しい法律としてAIFMDをルクセンブルグ法に法制化しただけでなく、同時に、リスク・キャピタルに投資する投資法人に関する2010年法、2007年法、1915年法、1993年法および改正2004年6月15日法等の現行のルクセンブルグ法を改正した。本概要ではSICARについては簡略的に言及する。

2013年法により導入された現行の投資信託に関する法律の変更は、（ ）完全に適用対象となる投資ピークル（すなわち、AIFMDの「商品」に関する要件が適用される投資ピークル）と、（ ）AIF（いずれの場合においてもAIFとしての適格性を有しているすべてのパート ファンド）ではないか、または、AIFではあるが運用会社による運用資産が2013年法およびAIFMDにおいて規定される最低限度額を下回る投資ピークルとを区別することを主に目的としている。

（中略）

2016年5月12日、UCITS 指令を、2010年法および2013年法を改正するルクセンブルグ法に法制化した2016年5月10日付ルクセンブルグ法が公布され、2016年6月1日に効力を発生した。

2010年法および2013年法は、様々なルクセンブルグ法を多くの点で変更する、いわゆる「オムニバス法」によって最終の改正が行われている。

2010年法および2013年法の改正において、認可を受けたAIFMによって管理され、発行関連書類においてルクセンブルグ領域内における個人投資家への投資口の販売が認められていないパート ファンドについては、UCITS向けの保管受託銀行制度ではなくAIFMDにおける保管受託銀行制度を適用する旨が規定された。

また、2010年法では、パート ファンドが（ ）登録済みAIFMまたはEU圏外のAIFMにより管理されており、かつ（ ）その募集用書類においてルクセンブルグ領域内における個人投資家への投資口の販売が禁止されている場合には、当該パート ファンドは非AIFの投資構成に対して適用される、より簡易的な保管受託銀行制度（すなわち非UCITSおよび非AIFMDの保管受託銀行制度）に服する旨を規定している。

．ルクセンブルグ投資信託の法制度と法的形態に関する基本構造

（中略）

3.1.1. FCPの概要

（中略）

投資家は、FCPに投資することにより、FCPに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、FCPの約款（以下を参照のこと。）に基づく。FCPへの投資後、投資家はFCPの受益証券（以下「受益証券」という。）を保有する権利を有する。

（中略）

3.1.4. 管理会社

（中略）

ルクセンブルグの管理会社には、指令2009/65/ECが適用されるUCITSを運用する管理会社に関する2010年法第15章、または「その他の管理会社」に関する2010年法第16章が適用される。また、UCITSの管理会社は、AIFを運用する権限のあるAIFMとしても認可を受けることができる（さらなる詳細については、下記 ．3.1項を参照のこと。）。

（中略）

3.2.3. 管理会社

（中略）

e) 規約に定められるその他のすべての場合

3.2.4. 関係法人

（中略）

4.1.1. 複数のコンパートメントおよびクラスの構造

（中略）

更に、UCI内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたUCIのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。CSSFは、2010年法および2007年法に従うUCIの運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連するCSSF通達12/540を発行した。同通達に従い、運用開始前および再開待ちのコンパートメント等の運用中でないコンパートメントに対するCSSFの承認は、最長18か月間有効である。

（中略）

．2010年法に従うルクセンブルグのUCITS

（中略）

2．ルクセンブルグのUCITSの投資制限

（中略）

(4) UCITSは、上記(1)に記載する規制された市場で取引される金融デリバティブ商品（現金決済商品と同等のものを含む。）または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品（以下「OTCデリバティブ」という。）に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。

（中略）

CSSFは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付CSSF通達11/512を制定している。同通達は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。

（中略）

(19) 投資法人またはF C Pのために行為する管理会社もしくはは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。

2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する指令およびU C I T Sの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付C E S Rガイドラインを実施する、2007年3月19日付E U指令2007 / 16 / E Cを、ルクセンブルグにおいて実施している。

(中略)

2008年6月4日に、C S S Fは、特定の証券貸借取引においてU C I T Sが利用することのできる技法と商品の詳細について示したC S S F通達08 / 356を出した。

(中略)

通達14 / 592は、E T FおよびE T Fを取り扱うその他のU C I T Sの問題、金融デリバティブ商品の使用、U C I T Sの担保に関する規則ならびに適格性を有する金融指標に関するE S M Aガイドラインのルクセンブルグにおける実施について取り扱っている。

指令2009 / 65 / E Cを実施する2010年法は、U C I T Sの合併に関する一定の規定（下記A）とともに、マスター / フィーダー構造の設定可能性（下記B）をルクセンブルグ法に導入している。

(中略)

3 . U C I T S 管理会社 / 第15章に服する管理会社

(中略)

3.3. 設立の権利および業務提供の自由

(中略)

(3) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

U C I T S 管理会社に適用される制度は、最初に2003年7月30日付C S S F 通達03 / 108に記載され（かかる通達の目的はU C I T S 管理会社に適用される規定および要件を明確にすることであった。）、その後、C S S F 通達05 / 185により補足された。

C S S F 規則10 - 4は、管理会社の基本的な設立要件ならびにその利益相反、業務遂行およびリスク管理に関する要件を定めている。

更に、2010年法の効力発生後、C S S Fは、2010年法第15章に服するルクセンブルグの管理会社および2010年法第27条の意味における管理会社を指定していない投資法人（いわゆる「自己管理型投資法人」）に適用される新たな規定に関するC S S F 通達11 / 508を発行した。C S S F 通達11 / 508の目的は、2010年法の効力発生後にU C I T S 管理会社および自己管理型投資法人が遵守すべき新たな要件につき詳細に説明することであった。

2012年10月24日、C S S Fは、C S S F 通達03 / 108、C S S F 通達05 / 185およびC S S F 通達11 / 508に置き換わる通達12 / 546を発行した。

C S S F 通達12 / 546は、第15章に服する管理会社および自己管理型投資法人に関する認可の取得および維持に関連する条件を一つの通達内に含み、C S S F 規則10 - 4の一定の原則を詳述する。

C S S F 通達12 / 546は詳細にわたり、以下は主要な点をまとめたものにすぎない。

- 業務プログラムを記載した申請ファイルは、C S S F に提出されなければならない。
- 管理会社および / または自己管理型投資法人は、その事務所をルクセンブルグに置かなければならない。
- 人的資源について、管理会社および / または自己管理型投資法人は、原則として、その決定事項を実行し、職務を遂行し、受任者の業務を有効に監督するために必要な技能、知識および専門的技術を有する十分な数の常勤職員を雇用しなければならない。ただし、C S S F により認められる特例として、職員は他の機関から出向または派遣することが可能である。また、業務は、個々に評判および経験に関する要件を満たす少なくとも2名の業務執行役員が遂行しなければならない。
- 一般的規則として、管理会社および / または自己管理型投資法人の業務を遂行する少なくとも2名の者はルクセンブルグを本拠としなければならない。管理会社が一任顧客ベースでポートフォリオの運用業務を行っている場合、業務を遂行する2名の者は、いかなる場合も、ルクセンブルグを本拠としなければならない。また、業務執行役員のいずれも、管理会社が管理会社を務めるU C I T S の保管銀行の従業員であってはならない。業務執行役員は、業務契約により管理会社 / 自己管理型投資法人の従業員になるかまたは管理会社 / 自己管理型投資法人と関連性を有することができる。
- 通達では、職員数は管理会社 / 自己管理型投資法人の業務と、多分に管理会社が自らその権限を遂行するか委任を通じその権限を遂行するかに依拠すると示唆している。
- 管理会社のコンプライアンス担当役員、内部監査人またはリスク管理者は、管理会社の取締役会の構成員であってはならない。

- 通達では、管理会社/自己管理型投資法人が最初のおよび継続的な審査および監督に従い、その一または複数の権限の委任を認められるため充足すべき条件、管理会社/自己管理型投資法人の職員および特に業務遂行の責任を負う2名が、管理会社/自己管理型投資法人から権限を委任された者を監視するためのシステムおよびアレンジならびにかかる2名が権限を委任された者が実行する業務を監督するため受領すべき報告書の種類が記載されている。管理会社/自己管理型投資法人の業務を遂行する者は常にUCITSに関する会計書類をリアルタイムまたは簡易な請求手続で入手できなければならない。
- 中央管理事務権限は、他のルクセンブルグの認可された規制対象企業に対してのみ委任することができる。
- 投資運用権限の保管銀行に対する委託は禁止されている。

4. ルクセンブルグのUCITSに関する追加的な法律上および規制上の要件

(中略)

4.1.3. ルクセンブルグにおけるUCITSに適用される規制

- 2011年7月1日時点での欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付CESRガイドライン10-049(改正済)
- (中略)
- ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての指令2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会指令2010/44/EUを置き換える2010年12月22日付CSSF規則10-5
- (中略)
- 運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年7月9日付CSSF通達12/540

4.2. ルクセンブルグにおけるUCITSに適用される追加的要件

(中略)

() 違反に対する罰則規定

(中略)

UCITS 指令を実施し、2010年法を改正する2016年5月10日付ルクセンブルグ法は、CSSFが、制裁およびその他の行政措置に関して以下の権限を有する旨を規定した。

(中略)

(2) 上記(1)に定める規定を損なうことなく、下記a)ないしp)のいずれかに該当する場合、CSSFは、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。

(中略)

p) 別の加盟国において自己が運用しているUCITSの受益証券を販売するUCITS管理会社、または別の加盟国において自己の受益証券を販売する2010年法第27条に規定する範囲のSICAVが、2010年法第54条第1項に定める通知要件を遵守しなかった場合

(3) 上記(1)に定める規定を損なうことなく、下記a)ないしn)のいずれかに該当する場合、CSSFは、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。

(中略)

. 2013年法に服するオルタナティブ投資ファンド

(中略)

AIFMは、上記()b)に基づき2013年法の適用が除外される場合であっても、CSSFへの登録を行わなければならない。2013年法の適用が除外されるAIFMは、CSSFへの登録時に、当該AIFMが運用するAIFを特定し、かかるAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供する。2013年法の適用が除外されるAIFMは、その登録の完了後、CSSFに対し、CSSFが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該AIFMの主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該AIFMが運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に(少なくとも1年に1度)提供しなければならない。2013年法の適用が除外されるAIFMが最低限度額を上回る場合、当該AIFMは、CSSFにかかる変更を通知し、完全な認可の申請を行わなければならない。

かかるAIFMは、AIFMDパスポートによる恩恵を受けることはなく(下記 .1.6項を参照のこと。)、したがって、パート ファンドまたはSIFの販売は引き続き各国の私募規則に服する。

EU加盟国以外の国で設立されたAIFM(すなわち、EU圏外のAIFM)の認可は、2015年7月から取得可能となる。それまで、2013年法は、EU加盟国以外の国で設立された一または複数のAIF(すなわち、EU圏外のAIF)を運用し、ルクセンブルグにおいてかかるAIFを販売しないEU圏外のAIFMには適用されない。ただし、EU圏のAIFの運用またはEU圏外のAIFのルクセンブルグ内での販売を予定するEU圏外のAIFMは、2013年法第58条第5項に規定される要件を遵守しなければならない。

1 . 2013年法に基づく A I F Mおよび保管受託銀行制度

（中略）

1.1.2. A I F Mの認可

（中略）

認可の付与により、A I F Mは、特にC S S Fが認可を与えるにあたり依拠する情報の重要な変更点について、当該変更の実施に先立ちC S S F宛に通知する義務を有することとなる。

1.2. A I F Mとしても認可されている管理会社

（中略）

(a) 2010年法第15章に基づく管理会社

(b) 2010年法第16章（第125 - 1条および第125 - 2条）に基づく管理会社

（中略）

1.2.1. 「第15章に基づく A I F M」

2010年法第101条を条件とする、第15章に基づく管理会社の主要業務は、U C I T S 指令に従い認可を受けたU C I T Sの運用である。ただし、ルクセンブルグ内に登記上の事務所を有しており、かつ2010年法第15章に基づきC S S Fから認可された管理会社は、C S S Fから2013年法第2章に基づくA I F Mとして行為するための追加的許可を取得することを条件として、A I F M Dの定めるA I FのA I F Mとしても選任されることがある。後者は、2013年法に規定されるすべての規則に従うことを前提とする。

A I F Mとして行為する第15章に基づく管理会社の認可情報については、第 章3.1を参照のこと。

1.2.2. その他管理会社 第16章に基づく管理会社

（中略）

(9) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、C S S Fから承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。

1.3. 委託

（中略）

(注) ポートフォリオ管理は、ルクセンブルグのA I F MからE U圏外の管理者に対して委託することができる場合がある。E U圏外の管理者によって最終的に（認可を受けたルクセンブルグのA I F Mからの委託を通じて）運用されるルクセンブルグのA I Fは、E Uパスポートに基づき、E U内のプロ投資家向けに販売することが可能である。

1.4. 透明性要件

（中略）

1.4.3. C S S Fに対する報告義務

（中略）

- A I F Mの運用するE U圏内の各A I FおよびA I F MのE U圏内で販売する各A I Fについて、A I F Mが運用しているA I Fポートフォリオの運用資産が、合計で、A I F M D第3条第2項aおよびbの条件に基づく基準値である100百万ユーロまたは500百万ユーロを超えるが、十億ユーロを超えない場合、半期毎に報告を行う。

（中略）

1.5.1. 適格性を有する保管受託銀行

（中略）

A I Fの保管受託銀行は、C S S Fによる要求に応じて、C S S FがA I Fによる2013年法の遵守を監視できるように特定の開示義務を遵守しなければならない。

1.5.2. 義務および責任

2013年法に規定される範囲内に完全に該当するA I Fの保管受託銀行は、その義務および責任に関して、2013年法に規定される保管受託銀行制度に従わなければならない。

（中略）

2 . 2010年法および2007年法を条件としたルクセンブルグのU C Iの導入

（中略）

2.1.2. ルクセンブルグのパート ファンドの投資制限

（中略）

上記にかかわらず、規則については、ケース・バイ・ケースでC S S Fとともに協議することができる。

2.1.3. 管理会社およびA I F M

（中略）

2.1.4.2. 投資家に提供すべき情報

（中略）

- 投資法人および管理会社は、自らの運用する各 F C P のために、その目論見書およびそれらの変更ならびに年次報告書および半期報告書を C S S F に送付しなければならない。
- パート ファンドは、2010年法に規定する範囲内において、重要投資家情報を含む文書を作成する権限を有する。かかる場合において、当該文書は、重要投資家情報を作成する U C I が、指令2009 / 65 / E C に従う U C I T S ではない旨の明確な記述を含まなければならない。

更に、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。

（中略）

2.1.5. 保管受託銀行

（中略）

個人投資家向けパート ファンドに関しては、3 項「契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要」に詳述される U C I T S 向けの保管受託銀行制度が適用される。

（中略）

2.2.2. ルクセンブルグ S I F の投資制限

（中略）

C S S F は、S I F が上記分散化規則から逸脱する「猶予期間」を承認することができる。かかる猶予期間は、S I F の目論見書において開示される必要があり、運用資産の種類によって異なり得る。

2.2.3. 管理会社および A I F M

（中略）

2.2.6. 保管受託銀行

S I F は、その資産を安全に保管するため、保管受託銀行に保管を委託しなければならない。2007年法パート に従い、認可された A I F M による運用が必要な S I F および2007年法パート に従い、A I F M D の対象となる A I F としての資格を有しない S I F は、異なる保管受託銀行制度に服する。A I F M D に基づく制度は第 章第1.5条に記載されており、A I F M D に服さない S I F については、資産の保管は「監督」を意味すると理解されるべきである。すなわち、保管受託銀行は、常に S I F の資産の投資方法ならびに当該資産が利用できる場所および方法を承知していなければならない。これは、資産の物理的な保管を地域の副保管受託銀行に委ねることを妨げるものではない。

（中略）

2.3. S I C A R

（中略）

2.4. R A I F

（中略）

これにより、ルクセンブルグにおける新たな投資ピークルである「リザーブド・オルタナティブ投資ファンド（以下「R A I F」という。）」が導入された。R A I F は、A I F として適格性を有している S I F （または S I C A R ）と実質的に共通した特徴（および柔軟性）を備えているものの、主な相違点は、R A I F が C S S F の認可および監督の規制に服さないことにある。そのため、R A I F が設立され、運用を開始するまでの時間枠は、市場参入までの時間を短縮するという観点から、より魅力的なものとなっている。R A I F は、S I F および S I C A R と同様に情報に精通した投資家のみが利用可能である。R A I F は、認可を受けた A I F M によって運用されなければならないが、A I F M D によって規制される。その他の A I F については、R A I F を運用する認可を受けた A I F M が、2013年法および A I F M D の規定ならびに第三国規則を遵守した上で、最終的には自らが運用する R A I F を、投資専門家に対して E U 圏内において国際的に販売することができる。

< 訂正後 >

（2019年5月1日付）

. 定義

（中略）

2002年法 投資信託に関する2002年12月20日法（改正済）（2012年7月1日を効力発生日として2010年法が継承）

2004年法 リスク・キャピタルに投資する投資法人（S I C A R）に関する2004年6月15日法

2007年法 専門投資信託に関する2007年2月13日法（改正済）

（中略）

2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法（改正済）
2016年法	<u>リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法（随時改正される。）</u>
A I F	2013年法第1条第39項の意味の範囲内でのオルタナティブ投資ファンド （中略）
A I F M R	適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および監督に関する欧州議会および理事会指令2011 / 61 / E Uを補完する2012年12月19日付委員会委任規則（ E U ） No. 231 / 2013
<u>B M Rまたは ベンチマーク規則</u>	<u>指令2008 / 48 / E Cおよび指令2014 / 17 / E Uならびに規則（ E U ） No. 596 / 2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドの業績を測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧州議会および理事会規則（ E U ） 2016 / 1011</u>
C E S R	欧州証券市場監督局（ E S M A ）に置き換わった欧州証券規制当局委員会
<u>第16章に基づく 管理会社</u>	<u>2010年法第16章に基づき認可を受けた管理会社</u>
C S S F	ルクセンブルグの金融セクター監督当局である金融監督委員会 （中略）
メモリアルC	要求される特定の会社の公告および通知が行われ、2016年6月1日付でR E S Aに置き換えられた官報の一版であるメモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン
<u>MMF</u>	<u>MMF規則に基づくマネー・マーケット・ファンドとして適格性を有するファンド</u>
<u>MMF規則</u>	<u>マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および理事会規則（ E U ） 2017 / 1131</u>
非個人投資家向け パート ファンド	発行関連書類においてルクセンブルグ領域内における個人投資家への受益証券 / 投資口の販売が認められていないパート ファンド （中略）
R A I F	リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日付ルクセンブルグ法第1条の意味の範囲内でのリザーブド・オルタナティブ投資ファンド
<u>登録済みA I F M</u>	<u>運用資産が2013年法第3条およびA I F M Dにおいて規定される最低限度額を下回り、かつ、同条に規定される適用除外を利用し、利益を享受している管理会社</u>
個人投資家向け パート ファンド	発行関連書類においてルクセンブルグ領域内における個人投資家への受益証券 / 投資口の販売が認められているパート ファンド （中略）
S I C A R	<u>2004年法に基づくリスク・キャピタルに投資する投資法人</u>
<u>S F T規則</u>	<u>規則（ E U ） No. 648 / 2012を改正する、証券金融取引および再利用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および理事会規則（ E U ） 2015 / 2365</u>
<u>S I F</u>	<u>2007年法に基づく専門投資信託</u>
U C I	投資信託
U C I T S	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託 （中略）
U C I T S 規則また はE U規則2016 / 438	保管受託銀行の義務に関する欧州議会および理事会指令2009 / 65 / E Cを補完する2015年12月17日付委員会委任規則（ E U ） 2016 / 438 <u>（随時改正される。）</u> （中略）
U C I T S管理会社また <u>は第15章に基づく管理 社</u>	<u>2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社</u>

重要な情報

本概要は、S I C A VまたはF C Pの最も一般的な形態を採用しているU C I T Sおよびパート ファンドに重点を置いたものである。

適切と考えられる場合には、その他の法令にも言及している。

本概要は、ルクセンブルグにおいて利用可能な投資信託のすべての法的形態および構成上の選択肢ならびに当該投資信託の運用に適用される補助的な法令に関する完全かつ包括的な記述としてみなされるべきではない。

．投資信託に関する法令の歴史の概要

（中略）

上記の結果、2013年法は、別の新しい法律としてA I F M Dをルクセンブルグ法に法制化しただけでなく、同時に、2010年法、2007年法、1915年法、1993年法および2004年法等の現行のルクセンブルグ法を改正した。本概要ではS I C A Rについては簡略的に言及する。

2013年法により導入された現行の投資信託に関する法律の変更は、（ ）完全に適用対象となる投資ビークル（すなわち、A I F M Dの「商品」に関する要件が適用される投資ビークル）と、（ ）A I F（いずれの場合においてもA I Fとしての適格性を有しているすべてのパート ファンド）ではないか、または、A I Fではあるが運用会社による運用資産が2013年法第3条およびA I F M Dにおいて規定される最低限度額を下回る投資ビークルとを区別することを主に目的としている。

（中略）

2016年5月12日、U C I T S 指令を、2010年法および2013年法を改正するルクセンブルグ法に法制化した2016年5月10日付ルクセンブルグ法が公布され、2016年6月1日に効力を発生した。

2018年3月における2010年法および2013年法の改正において、認可を受けたA I F M Dによって管理され、発行関連書類においてルクセンブルグ領域内における個人投資家への投資口の販売が認められていないパート ファンドについては、U C I T S 向けの保管受託銀行制度ではなくA I F M Dにおける保管受託銀行制度を適用する旨が規定された。

また、2010年法では、パート ファンドが（ ）登録済みA I F M DまたはE U圏外のA I F M Dにより管理されており、かつ（ ）その募集用書類においてルクセンブルグ領域内における個人投資家への投資口の販売が禁止されている場合には、当該パート ファンドは非A I Fの投資構成に対して適用される、より簡易的な保管受託銀行制度（すなわち非U C I T Sおよび非A I F M Dの保管受託銀行制度）に服する旨を規定している。

2016年10月11日、2010年法パート に基づくU C I T Sの保管受託銀行として行為する金融機関および、場合により、その管理会社に代表されるすべてのU C I T Sに適用される規定に関するC S S F通達16 / 644が発行された。

C S S F通達16 / 644は、2018年8月23日に発行された、2010年法パート に基づかないファンドの受託保管銀行および該当する場合には、その支店に適用される組織的な取決めに関するC S S F通達18 / 697により改正された。

更に、M M F規則は2018年7月21日に効力を発生し、加盟国で直接適用されるようになった。

．ルクセンブルグ投資信託の法制度と法的形態に関する基本構造

（中略）

3.1.1. F C Pの概要

（中略）

投資家は、F C Pに投資することにより、F C Pに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、F C Pの約款（以下を参照のこと。）に基づく。F C Pへの投資後、投資家はF C Pの受益証券（以下「受益証券」という。）を保有する。

（中略）

3.1.4. 管理会社

（中略）

ルクセンブルグの管理会社には、指令2009 / 65 / E Cが適用されるU C I T Sを運用する管理会社に関する2010年法第15章、または「その他の管理会社」に関する2010年法第16章が適用される。また、U C I T S管理会社は、A I Fを運用する権限のあるA I F M Dとしても認可を受けることができる。

U C I T S管理会社およびA I F M Dはまた、2018年8月23日に発行されたC S S F通達18 / 698に従う。

（さらなる詳細については、下記 . 3項を参照のこと。）

（中略）

3.2.3. 管理会社

（中略）

e) 規約に定められるその他のすべての場合

U C I T S管理会社および第16章に基づく管理会社はまた、下記 . 3.4項に詳述されるC S S F通達18 / 698に従う。

3.2.4. 関係法人

（中略）

4.1.1. 複数のコンパートメントおよびクラスの構造

（中略）

更に、U C I内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたU C Iのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異

なる特徴を持つことがある。C S S Fは、2010年法および2007年法に従うU C Iの運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する通達12 / 540を発行した。同通達に従い、運用開始前および再開待ちのコンパートメント等の運用中でないコンパートメントに対するC S S Fの承認は、最長18か月間有効である。

（中略）

・ 2010年法に従うルクセンブルグのU C I T S

（中略）

2 . ルクセンブルグのU C I T Sの投資制限

（中略）

(4) U C I T Sは、上記(1)に記載する規制された市場で取引される金融デリバティブ商品（現金決済商品と同等のものを含む。）または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品（以下「O T Cデリバティブ」という。）に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。

（中略）

C S S Fは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付通達11 / 512を制定している。同通達は、これに関連し、C S S Fに提供すべき最低限の情報についても概説している。

（中略）

(19) 投資法人またはF C Pのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。

(20) 2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する指令およびU C I T Sの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付C E S Rガイドラインを実施する、2007年3月19日付E U指令2007 / 16 / E Cを、ルクセンブルグにおいて実施している。

（中略）

2008年6月4日に、C S S Fは、特定の証券貸借取引においてU C I T Sが利用することのできる技法と商品の詳細について示したC S S F通達08 / 356（以下「通達08 / 356」という。）を出した。

（中略）

C S S F通達14 / 592は、E T FおよびE T Fを取り扱うその他のU C I T Sの問題、金融デリバティブ商品の使用、U C I T Sの担保に関する規則ならびに適格性を有する金融指標に関するE S M Aガイドラインのルクセンブルグにおける実施について取り扱っている。

2018年7月21日に効力を発生し、加盟国で直接適用されるようになったMMF規則は、MMF規則の適用範囲に該当するすべてのU C Iについて、MMF規則に基づくMMFとして認可を受けることを要求している。MMF規則の適用範囲に該当しないU C Iは、マネー・マーケット・ファンドとして適格性を有さない。

MMF規則は、（ ）公的債務固定基準価額ファンド、（ ）低ボラティリティ基準価額ファンド、および（ ）変動基準価額ファンド（V N A V）（短期V N A Vおよび標準V N A Vがある。）の3種類のMMFについて規定している。MMFの種類に応じて、MMF規則に基づくMMFとしての適格性を有するU C I T Sには追加的な投資制限が適用される。

指令2009 / 65 / E Cを実施する2010年法は、U C I T Sの合併に関する一定の規定（下記A）とともに、マスター / フィーダー構造の設定可能性（下記B）をルクセンブルグ法に導入している。

（中略）

3 . U C I T S管理会社 / 第15章に基づく管理会社

（中略）

3.3. 設立の権利および業務提供の自由

（中略）

(3) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

3.4. U C I T S管理会社に適用される規則

C S S F規則10 - 4は、管理会社の基本的な設立要件ならびにその利益相反、業務遂行およびリスク管理に関する要件を定めている。

2018年8月23日、C S S Fは、従前適用されていたC S S F通達12 / 546に置き換わる通達18 / 698を発行した。

ルクセンブルグのU C I T S管理会社および自己管理型投資法人のみを対象としていたC S S F通達12 / 546と異なり、C S S F通達18 / 698はすべての投資ファンド運用会社（すなわちU C I T S管理会社および自己管理型投資法人だけではない）

く、第16章に基づく管理会社、A I F Mおよび2013年法第4条第1項b）が適用される内部運用されるA I F ）および登録事務代行会社の機能を行使する事業体を対象としている。

当該通達によって、C S S Fは、投資ファンド運用会社の認可に関するその最直近の規制慣行を確認し、投資ファンド運用会社の内部組織、実体、方針および手続に特別な注意を払っており、特にその事業の量および性質を考慮した適切な人材が投資ファンド運用会社に供給されるようにする必要性を重視していることを指摘する。この点において、C S S F通達18 / 698は、（ ）投資ファンド運用会社に要求される業務執行役員および従業員の人数、ならびに（ ）取締役および業務執行役員が保有することが認められる権限の数を定めている。

後者は、当該通達が投資ファンド運用会社のみならず、投資ファンド運用会社、U C I T S、A I Fおよびこれらに関連する特別目的ビークルの取締役会の構成員にも影響を及ぼすことを示唆する。

更に、C S S F通達18 / 698は、投資信託、その投資家、販売に関与する仲介業者および投資信託に代わって行われた投資に関連するマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関してC S S Fの期待を明確にする。

C S S Fは、経営会議および取締役会の開催について投資ファンド運用会社が従うべき形式を要求し、運営組織およびC S S Fのために作成される各種報告書についても協議する。

当該通達は、デュー・デリジェンスおよび委託先の継続した監視の要件について追加的な詳細を提供している。

更に、C S S Fは、投資ファンド運用会社に適用される内部管理、内部統制、業務機能および技術インフラの要件をM i F I D会社に適用される要件により厳密に一致させている。

4 . ルクセンブルグのU C I T Sに関する追加的な法律上および規制上の要件

（中略）

4.1.3. ルクセンブルグにおけるU C I T Sに適用される規制

- 2011年7月1日時点での欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付C E S Rガイドライン10 - 049（改正済）およびMMF規則（マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および理事会規則（E U）2017 / 1131）

（中略）

- ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての指令2009 / 65 / E Cを実施する2010年7月1日付委員会指令2010 / 44 / E Uを置き換える2010年12月22日付C S S F規則10 - 5（改正済）

（中略）

- 運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年7月9日付C S S F通達12 / 540

- 2010年法パート に基づくU C I T Sの保管受託銀行として行為する金融機関および、場合により、その管理会社に代表されるすべてのU C I T Sに適用される規定に関連するC S S F通達16 / 644

- S F T規則（規則（E U）No.648 / 2012を改正する、証券金融取引および再利用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および理事会規則（E U）2015 / 2365）

- ベンチマーク規則（指令2008 / 48 / E Cおよび指令2014 / 17 / E Uならびに規則（E U）No.596 / 2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドの業績を測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧州議会および理事会規則（E U）2016 / 1011）

4.2. ルクセンブルグにおけるU C I T Sに適用される追加的要件

（中略）

- （ ）違反に対する罰則規定

（中略）

2010年法に基づき、C S S Fは、制裁およびその他の行政措置に関して以下の権限を有する。

（中略）

- (2) 上記(1)に定める規定を損なうことなく、下記a)ないしq)のいずれかに該当する場合、C S S Fは、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。

（中略）

- p) 別の加盟国において自己が運用しているU C I T Sの受益証券を販売するU C I T S管理会社、または別の加盟国において自己の受益証券を販売する2010年法第27条に規定する範囲のS I C A Vが、2010年法第54条第1項に定める通知要件を遵守しなかった場合

- q) S F T規則第13条および第14条の規定を遵守しなかった場合

- (3) 上記(1)に定める規定を損なうことなく、下記a)ないしn)のいずれかに該当する場合、C S S Fは、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。

（中略）

. 2013年法に服するオルタナティブ投資ファンド

(中略)

A I F Mは、上記() b) に基づき2013年法の適用が除外される場合であっても、C S S Fへの登録を行わなければならない(以下「登録済みA I F M」という。)。登録済みA I F Mは、C S S Fへの登録時に、当該A I F Mが運用するA I Fを特定し、かかるA I Fの投資戦略に関する情報をC S S Fに提供する。登録済みA I F Mは、その登録の完了後、C S S Fに対し、C S S Fが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該A I F Mの主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該A I F Mが運用するA I Fの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に(少なくとも1年に1度)提供しなければならない。登録済みA I F Mが最低限度額を上回る場合、当該A I F Mは、C S S Fにかかる変更を通知し、完全な認可の申請を行わなければならない。

かかるA I F Mは、A I F M Dパスポートによる恩恵を受けることはなく(下記 . 1.6項を参照のこと。)、したがって、パート ファンドまたはS I Fの販売は引き続き各国の私募規則に服する。

1 . 2013年法に基づくA I F Mおよび保管受託銀行制度

(中略)

1.1.2. A I F Mの認可

(中略)

認可の付与により、A I F Mは、特にC S S Fが認可を与えるにあたり依拠する情報の重要な変更点について、当該変更の実施に先立ちC S S F宛に通知する義務を有することとなる。

更に、ルクセンブルグ法に従う投資ファンド運用会社の認可および組織に関するC S S F通達18 / 698ならびに投資ファンド運用会社および登録事務代行会社の機能を実行する事業体に適用されるマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する特定の規定(. 3.4項に詳述される。)は、A I F Mの認可の取得および維持のための条件を定めている。

1.2. A I F Mとしても認可されている管理会社

(中略)

(a) 2010年法に基づくU C I T S / 第15章に基づく管理会社

(b) 2010年法(第125 - 1条および第125 - 2条)に基づく第16章に基づく管理会社

(中略)

1.2.1. 「第15章に基づくA I F M」

2010年法第101条を条件とするU C I T S / 第15章に基づく管理会社の主要業務は、U C I T S 指令に従い認可を受けたU C I T Sの運用である。ただし、ルクセンブルグ内に登記上の事務所を有しており、かつ2010年法第15章に基づきC S S Fから認可された管理会社は、C S S Fから2013年法第2章に基づくA I F Mとして行為するための追加的許可を取得することを条件として、A I F M Dの定めるA I FのA I F Mとしても選任されることがある。後者は、2013年法に規定されるすべての規則に従うことを前提とする。

A I F Mとして行為する第15章に基づく管理会社の認可情報については、 . 3項を参照のこと。

1.2.2. その他管理会社 第16章に基づく管理会社

(中略)

(9) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、C S S Fから承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。

第16章に基づく管理会社はまた、 . 3.4項に詳述されるC S S F通達18 / 698に従う。

1.3. 委託

(中略)

(注) ポートフォリオ管理は、ルクセンブルグのA I F MからE U圏外の管理者に対して委託することができる場合がある。E U圏外の管理者によって最終的に(認可を受けたルクセンブルグのA I F Mからの委託を通じて)運用されるルクセンブルグのA I Fは、E Uパスポートに基づき、E U内のプロ投資家向けに販売することが可能である。

更に、委託に関するC S S F通達18 / 698の規定を遵守しなければならない。

1.4. 透明性要件

(中略)

1.4.3. C S S Fに対する報告義務

(中略)

- A I F Mの運用するE U圏内の各A I FおよびA I F MのE U圏内で販売する各A I Fについて、A I F Mが運用しているA I Fポートフォリオの運用資産が、合計で、A I F M D第3条第2項(a)および(b)の条件に基づく基準値である100百万ユーロまたは500百万ユーロを超えるが、十億ユーロを超えない場合、半期毎に報告を行う。

（中略）

1.5.1. 適格性を有する保管受託銀行

（中略）

A I Fの保管受託銀行は、C S S Fによる要求に応じて、C S S FがA I Fによる2013年法の遵守を監視できるように特定の開示義務を遵守しなければならない。

更に、すべての非U C I T Sの保管受託銀行（すなわちU C I T Sとしての適格性を有しないU C Iの保管受託銀行）は、C S S Fによる保管受託銀行の任命および承認に関するC S S F通達18 / 697の規定に従う。

C S S F通達18 / 697は、グッドガバナンスの原則を定め、以下のために保管受託業務を遂行するルクセンブルグの事業体の内部組織および適切な慣行に関するC S S Fの要件を詳述することにより、2013年法および / またはA I F M Rの一定の側面ならびに一定の範囲においては2007年法および / または2004年法について追加的な詳細を明確化または提供している。

- A I F Mにより運用されるA I F
- 非個人投資家向けパート ファンド
- 該当する場合、A I Fとしての適格性を有しないS I FおよびS I C A RならびにA I Fとしての適格性を有し、登録済みA I F Mにより運用されるS I FおよびS I C A R

1.5.2. 義務および責任

2013年法に規定される範囲内に完全に該当するA I Fの保管受託銀行は、その義務および責任に関して、2013年法およびA I F M Rに規定される保管受託銀行制度に従わなければならない。

（中略）

2 . オルタナティブ投資ファンドの導入

（中略）

2.1.2. ルクセンブルグのパート ファンドの投資制限

（中略）

上記にかかわらず、規則については、ケース・バイ・ケースでC S S Fとともに協議することができる。

上記 . 2項に記載されるとおり、MMF規則は、MMF規則の適用範囲に該当するすべてのU C Iについて、MMF規則に基づくMMFとして認可を受けることを要求し、MMFの種類に応じて、MMF規則に基づくMMFとしての適格性を有するパート ファンドには追加的な投資制限を課す。

2.1.3. 管理会社およびA I F M

（中略）

2.1.4.2. 投資家に提供すべき情報

（中略）

- 投資法人および管理会社は、自らの運用する各F C Pのために、その目論見書およびそれらの変更ならびに年次報告書および半期報告書をC S S Fに送付しなければならない。

更に、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。

（中略）

2.1.5. 保管受託銀行

（中略）

個人投資家向けパート ファンドに関しては、 . 3項に詳述されるU C I T S向けの保管受託銀行制度が適用される。

（中略）

2.2.2. ルクセンブルグS I Fの投資制限

（中略）

C S S Fは、S I Fが上記分散化規則から逸脱する「猶予期間」を承認することができる。かかる猶予期間は、S I Fの目論見書において開示される必要があり、運用資産の種類によって異なり得る。

上記 . 2項に記載されるとおり、MMF規則は、MMF規則の適用範囲に該当するすべてのU C Iについて、MMF規則に基づくMMFとして認可を受けることを要求し、MMFの種類に応じて、MMF規則に基づくMMFとしての適格性を有するS I Fには追加的な投資制限を課す。

2.2.3. 管理会社およびA I F M

（中略）

2.2.6. 保管受託銀行

S I Fは、その資産を安全に保管するため、保管受託銀行に保管を委託しなければならない。2007年法パート に従い、認可されたA I F Mによる運用が必要なS I Fおよび2007年法パート に従い、A I F M Dの対象となるA I Fとしての資格を有しないS I Fは、異なる保管受託銀行制度に服する。A I F M Dに基づく制度は上記 . 1.5項に記載されている。

（中略）

2.3. 2004年法に基づくS I C A R

（中略）

2.4. 2016年法に基づくR A I F

（中略）

これにより、ルクセンブルグにおける新たな投資ビークルである「リザーブド・オルタナティブ投資ファンド（以下「R A I F」という。）」が導入された。R A I Fは、A I Fとして適格性を有しているS I F（またはS I C A R）と実質的に共通した特徴（および柔軟性）を備えているものの、主な相違点は、R A I FがC S S Fの認可および監督の規制に服さないことにある。そのため、R A I Fが設立され、運用を開始するまでの時間枠は、市場参入までの時間を短縮するという観点から、より魅力的なものとなっている。R A I Fは、S I FおよびS I C A Rと同様に情報に精通した投資家のみが利用可能である。R A I Fは、認可を受けたA I F Mによって運用されなければならない、A I F M Dによって規制される。その他のA I Fについては、R A I Fを運用する認可を受けたA I F Mが、2013年法およびA I F M Dの規定ならびに第三国規則を遵守した上で、最終的には自らが運用するR A I Fを、投資専門家に対してE U圏内において国際的に販売することができる。

2.5. 規制を受けないビークル

A I Fとしての適格性を有するルクセンブルグの投資ビークルは、規制を受けないA I Fとしても設立することができ、これらはルクセンブルグの商品法に従わないため、本書において詳述されていない。

[次へ](#)

別紙

フィデリティ・ファンズ - ジャパン・アドバンテージ・ファンド

5. マスター・ファンドの運用状況等

「マスター・ファンドの運用状況等」は、以下の内容に更新されます。

マスター・ファンドの運用状況は、以下のとおりである。

(1) 基本情報

通貨建	日本円
マスター・ファンド設立日	2003年1月30日
純資産価額	約34,251百万円

(2019年11月30日現在)

(2) ポートフォリオの内容

組入れ上位10銘柄

銘柄	対純資産総額比率 (%)
日立製作所	5.7
安藤・間	4.4
デンソー	4.2
三井住友フィナンシャルグループ	4.2
東京海上ホールディングス	4.1
東日本旅客鉄道	4.0
オリックス	3.4
T D K	3.4
三菱電機	2.7
村田製作所	2.2

上位10銘柄合計38.4%

(2019年11月30日現在)

資産別配分

資産	対純資産総額比率 (%)
株式	95.7
現金・その他	4.3

(2019年11月30日現在)

業種別資産配分

業種	対純資産総額比率（％）
電気機器	26.1
建設業	12.1
輸送用機器	7.7
機械	6.3
保険業	6.0
医薬品	4.8
化学	4.7
銀行業	4.3
陸運業	4.0
情報・通信業	3.6
その他の業種	16.1
現金・その他	4.3

（2019年11月30日現在）

(3) 運用実績

パフォーマンス（マスター・ファンドの通貨ベース、％）

	年初来	1年	3年	5年	設定来
累積リターン	22.0	9.3	32.1	34.4	273.9
マスター・ファンドの 参考指標（注）	16.4	4.5	23.7	33.0	220.0
年率リターン		9.3	9.7	6.1	8.1
マスター・ファンドの 参考指標（注）		4.5	7.4	5.9	7.1

（2019年11月30日現在）

（注）TOPIX Total Return Index

8．マスター・ファンドの1口当たり純資産価格の決定の停止

<訂正前>

フィデリティ・ファンズ取締役会は、次に掲げる期間中、マスター・ファンドの投資証券の1口当たり純資産価格の決定、マスター・ファンドの投資証券の発行、マスター・ファンドの投資証券の転換およびマスター・ファンドの投資証券の買戻しを一時停止することができる。

（後略）

<訂正後>

フィデリティ・ファンズ取締役会または管理会社は、保管銀行と協議の上、また、投資主の最善の利益を考慮し、次に掲げる場合において、マスター・ファンドの投資証券の1口当たり純資産価格の決定、マスター・ファンドの投資証券の発行、マスター・ファンドの投資証券の転換およびマスター・ファンドの投資証券の買戻しを一時停止することができる。この文脈において、また、疑義を避けるために付言すると、フィデリティ・ファンズ取締役会または管理会社は、該当する場合、マスター・ファンドの投資証券の1口当たり純資産価格の決定ならびにマスター・ファンドの投資証券の発行、転換および買戻しの一時停止について、完全な裁量を有する。

（後略）

9．マスター・ファンドの経理状況

以下のマスター・ファンドの中間財務書類が追加されます。

中間財務書類

以下のマスター・ファンドの中間財務書類においては、米ドルおよびユーロの日本円への換算には、2019年11月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝109.56円および1ユーロ＝120.59円）が使用されている。

[次へ](#)

フィデリティ ・ ファンズ

純資産計算書

2019年10月31日現在

ファンド名	ジャパン ・ アドバンテージ ・ ファンド ⁸
通貨	日本円
資産	
投資有価証券時価評価額	32,487,176,887
銀行預金	-
銀行およびブローカー預金	1,817,949,978
投資有価証券売却未収金	376,324,518
投資証券発行未収金	36,301,051
未収配当金および未収利息	267,049,959
差金決済契約に係る未実現利益	-
為替予約契約に係る未実現利益	42,218,514
先物契約に係る未実現利益	-
スワップに係る未実現利益	-
購入オプション時価	-
資産合計	35,027,020,907
負債	
投資有価証券購入未払金	421,451,691
投資証券買戻未払金	76,173,496
未払費用	49,092,288
差金決済契約に係る未実現損失	-
為替予約契約に係る未実現損失	453,894
先物契約に係る未実現損失	-
スワップに係る未実現損失	-
引受オプション時価	-
キャピタル ・ ゲイン税未払金	-
その他の未払金	-
当座借越	-
負債合計	547,171,369
純資産額 : 2019年10月31日現在	34,479,849,538
純資産額 : 2019年4月30日現在	37,002,048,760
純資産額 : 2018年4月30日現在	54,193,764,016
純資産額 : 2017年4月30日現在	29,777,596,812
投資有価証券取得原価	30,943,056,649

脚注

8 - 日本において相当のエクスポージャーを有するこれらのサブ ・ ファンドは、日本の法定休日 (ゴールデン ・ ウィーク) のため2019年4月26日から5月6日まで営業を停止していた。当該期間中、これらのサブ ・ ファンドは取引を停止し、非公式に発表された純資産価額は、停止直前に発表された最終純資産価額に基づいていた。財務諸表に開示された2019年4月30日現在の純資産価額は、公正に評価されたものである。

フィデリティ ・ ファンズ

1 口当たり純資産価格表

2019年10月31日現在

ファンド名	ジャパン ・ アドバンテージ ・ ファンド ⁸	
通貨	日本円	
2019年10月31日現在発行済口数		
- A 投資証券 (日本円)	331,829口	
- A 投資証券 (ユーロ) (ヘッジ)	1,184,414口	
- A - A C C 投資証券 (日本円)	3,976,560口	
- A - A C C 投資証券 (ユーロ)	1,090,157口	
- A - A C C 投資証券 (米ドル) (ヘッジ)	475,077口	
- I - A C C 投資証券 (日本円)	2,292,209口	
- Y - A C C 投資証券 (日本円)	1,862,905口	
- Y - A C C 投資証券 (ユーロ)	345,483口	
- Y 投資証券 (ユーロ) (ヘッジ)	14,787口	
2019年10月31日現在 1 口当たり純資産価格		
- A 投資証券 (日本円)	35,798円	
- A 投資証券 (ユーロ) (ヘッジ)	18.44ユーロ	2,224円
- A - A C C 投資証券 (日本円)	2,083円	
- A - A C C 投資証券 (ユーロ)	28.96ユーロ	3,492円
- A - A C C 投資証券 (米ドル) (ヘッジ)	13.96米ドル	1,529円
- I - A C C 投資証券 (日本円)	995.3円	
- Y - A C C 投資証券 (日本円)	2,202円	
- Y - A C C 投資証券 (ユーロ)	18.46ユーロ	2,226円
- Y 投資証券 (ユーロ) (ヘッジ)	9.620ユーロ	1,160円

フィデリティ・ファンズ - ジャパン・アドバンテージ・ファンド⁸

投資有価証券明細表

2019年10月31日現在

	国・地域 コード	通貨	株数または 額面価額	時価 (日本円)	純資産比率 (%)
公認の証券取引所への上場を認可された、または取引される証券					
エネルギー					
国際石油開発帝石	JP	JPY	369,000	367,285,217	1.07
石油資源開発	JP	JPY	55,300	152,224,208	0.44
出光興産	JP	JPY	42,700	135,110,274	0.39
				654,619,699	1.90
素材					
日油	JP	JPY	144,300	525,917,869	1.53
エア・ウォーター	JP	JPY	149,800	302,552,854	0.88
D I C	JP	JPY	78,200	241,577,482	0.70
J S R	JP	JPY	118,000	238,955,278	0.69
住友ベークライト	JP	JPY	50,200	224,716,400	0.65
大和工業	JP	JPY	78,700	219,925,701	0.64
デンカ	JP	JPY	52,900	164,720,093	0.48
太平洋セメント	JP	JPY	38,200	116,559,681	0.34
日東電工	JP	JPY	15,000	89,538,050	0.26
				2,124,463,408	6.16
資本財・サービス					
安藤・間	JP	JPY	2,069,900	1,729,807,213	5.02
東日本旅客鉄道	JP	JPY	139,300	1,364,587,543	3.96
三菱電機	JP	JPY	591,100	907,730,663	2.63
五洋建設	JP	JPY	1,134,700	750,464,243	2.18
T H K	JP	JPY	235,100	728,313,588	2.11
日揮ホールディングス	JP	JPY	460,000	718,423,643	2.08
C K D	JP	JPY	279,000	422,005,690	1.22
東芝プラントシステム	JP	JPY	197,900	417,077,012	1.21
浅沼組	JP	JPY	89,500	363,327,833	1.05
三井物産	JP	JPY	180,300	334,046,838	0.97
タクマ	JP	JPY	242,900	311,835,031	0.90
ミライト・ホールディングス	JP	JPY	166,800	289,052,755	0.84
東芝	JP	JPY	78,000	287,808,435	0.83
大豊建設	JP	JPY	83,000	252,924,325	0.73
住友電設	JP	JPY	101,100	227,733,514	0.66
ナブテスコ	JP	JPY	58,300	200,186,048	0.58
日本精工	JP	JPY	153,900	154,358,819	0.45
ミスミグループ本社	JP	JPY	33,600	90,992,021	0.26
セントラル硝子	JP	JPY	33,600	87,375,559	0.25
				9,638,050,773	27.95

	国・地域 コード	通貨	株数または 額面価額	時価 (日本円)	純資産比率 (%)
情報技術					
日立製作所	JP	JPY	435,400	1,752,335,239	5.08
T D K	JP	JPY	97,600	1,038,455,396	3.01
ローム	JP	JPY	92,400	788,826,828	2.29
村田製作所	JP	JPY	118,000	683,964,250	1.98
日立ハイテクノロジーズ	JP	JPY	77,700	521,025,927	1.51
横河電機	JP	JPY	237,300	468,573,066	1.36
富士フイルムホールディングス	JP	JPY	93,800	444,392,616	1.29
Zホールディングス	JP	JPY	1,312,900	435,742,356	1.26
アルバック	JP	JPY	64,100	302,093,445	0.88
太陽誘電	JP	JPY	86,900	247,359,999	0.72
日本電気	JP	JPY	55,300	236,248,384	0.69
EIZO	JP	JPY	52,200	209,383,203	0.61
富士通	JP	JPY	21,700	207,450,475	0.60
イビデン	JP	JPY	71,800	178,666,011	0.52
SCREENホールディングス	JP	JPY	16,100	120,382,402	0.35
エヌ・ティ・ティ・データ	JP	JPY	78,600	111,382,983	0.32
ルネサスエレクトロニクス	JP	JPY	150,100	109,368,026	0.32
島津製作所	JP	JPY	36,900	106,306,565	0.31
日本システムウエア	JP	JPY	39,500	103,023,065	0.30
グリー	JP	JPY	180,800	92,457,134	0.27
				8,157,437,370	23.66
一般消費財・サービス					
デンソー	JP	JPY	304,000	1,523,315,945	4.42
住友電気工業	JP	JPY	336,600	498,059,562	1.44
ソニー	JP	JPY	62,600	410,684,251	1.19
S U B A R U	JP	JPY	124,400	384,693,733	1.12
ユニバーサルエンターテインメント	JP	JPY	72,300	259,972,584	0.75
T O Y O T I R E	JP	JPY	156,600	235,696,647	0.68
小糸製作所	JP	JPY	40,000	225,780,641	0.65
日産自動車	JP	JPY	287,500	195,956,767	0.57
スズキ	JP	JPY	31,300	159,508,757	0.46
ディー・エヌ・エー	JP	JPY	73,400	134,995,811	0.39
				4,028,664,698	11.68
生活必需品					
日本たばこ産業	JP	JPY	99,500	242,395,764	0.70
				242,395,764	0.70
ヘルスケア					
日本新薬	JP	JPY	104,200	1,013,254,996	2.94
参天製薬	JP	JPY	206,500	394,257,230	1.14
日本光電工業	JP	JPY	50,300	162,181,922	0.47
エーザイ	JP	JPY	13,000	101,502,409	0.29
				1,671,196,557	4.85

	国・地域 コード	通貨	株数または 額面価額	時価 (日本円)	純資産比率 (%)
金融					
東京海上ホールディングス	JP	JPY	239,900	1,398,937,683	4.06
三井住友フィナンシャルグループ	JP	JPY	358,200	1,371,301,705	3.98
オリックス	JP	JPY	657,500	1,114,530,651	3.23
第一生命保険	JP	JPY	355,400	625,088,494	1.81
S O M P Oホールディングス	JP	JPY	38,000	161,052,839	0.47
T & Dホールディングス	JP	JPY	93,200	112,012,903	0.32
愛知銀行	JP	JPY	12,900	48,894,006	0.14
				4,831,818,281	14.01
不動産					
三菱地所	JP	JPY	179,900	376,822,292	1.09
平和不動産	JP	JPY	119,300	310,368,695	0.90
				687,190,987	1.99
通信サービス					
N T Tドコモ	JP	JPY	152,500	451,339,350	1.31
				451,339,350	1.31
投資有価証券合計 (取得原価 30,943,056,649円)				32,487,176,887	94.22
対象エクスポージャー (日本円)					
				未実現 (損) 益 (日本円)	純資産比率 (%)
為替予約契約					
- A 投資証券 (ユーロ) (ヘッジ)					
Bought EUR Sold JPY at 0.00843 19/11/2019			2,471,477,171	38,121,599	0.11
Bought EUR Sold JPY at 0.00826 19/11/2019			98,128,306	(451,223)	(0.00)
				37,670,376	0.11
- A - A C C 投資証券 (米ドル) (ヘッジ)					
Bought USD Sold JPY at 0.00931 19/11/2019			737,577,742	3,663,735	0.01
Bought JPY Sold USD at 108.58355 19/11/2019			29,180,866	180,126	0.00
				3,843,861	0.01
- Y 投資証券 (ユーロ) (ヘッジ)					
Bought EUR Sold JPY at 0.00843 19/11/2019			16,405,893	253,054	0.00
Bought EUR Sold JPY at 0.00826 19/11/2019			580,856	(2,671)	(0.00)
				250,383	0.00
その他の資産および負債				1,950,908,031	5.66
純資産				34,479,849,538	100.00

地域別		
国・地域	国・地域コード	純資産比率 (%)
日本	JP	94.22
現金その他純資産		5.78

投資有価証券明細表および地域別の純資産比率は、四捨五入されている。

監査報告書

F I L ・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
の株主各位

財務書類の監査に関する報告

意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に従い、F I L ・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「当社」という。）の2019年6月30日現在の財政状態および同日に終了した年度の運営業績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

監査対象

当社の財務書類は、以下で構成される。

- ・ 2019年6月30日現在の貸借対照表
- ・ 同日に終了した年度の損益計算書
- ・ 重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、監査専門家に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグに関して金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「C S S F」という。）が採用した国際監査基準（以下「I S A」という。）に準拠して監査を実施した。2016年7月23日法およびルクセンブルグに関してC S S Fが採用したI S Aに基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する公認企業監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項に詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見の根拠の提供として十分かつ適切であると確信する。

我々は、ルクセンブルグに関してC S S Fが採用した国際会計士倫理基準審議会が定める専門会計士の倫理規程（「I E S B A規程」）および財務書類の監査に関連する倫理要件に従い、当社から独立している。我々は、それらの倫理要件に従い、その他の倫理上の責任を果たしている。

その他の情報

取締役会は、年次報告書に含まれるその他の情報（ただし、財務書類および財務書類に対する我々の監査報告書を含まない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する監査意見は、その他の情報を対象としていないため、我々はその他の情報に対していかなる形式の保証の意見も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を読解し、また、その過程で、その他の情報が財務書類もしくは我々が監査を通じて入手した事実と著しく矛盾しないか、または重大な虚偽記載があると思われるかを検討することである。我々が行った作業に基づき、かかるその他の情報に重大な虚偽記載があると判断した場合、我々はその事実を報告しなければならない。この点において、我々が報告すべき事項はない。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に従い、財務書類の作成および公正な表示に関して責任を負い、また、欺罔または誤謬の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は当社の継続性を評価し、それが適用される場合には、取締役会に当社を清算するもしくは運用を停止する意図があるか、またはそれ以外に現実的な選択肢を有しない場合を除き、継続性に関する事項の開示および継続会計基準の採用に関して責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人 (Réviseur d'entreprises agréé) の責任

監査の目的は、欺罔または誤謬の如何にかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグに関してC S S Fが採用したI S Aに準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は欺罔または誤謬から生じる可能性があり、個別にまたは全体として、当財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合に、重大であるとみなされる。

2016年7月23日法およびルクセンブルグに関してC S S Fが採用したI S Aに準拠した監査の一環として、我々は監査全体を通じて専門的な判断を下し、職業的懐疑心を保持する。我々はまた、以下を実施する。

- ・ 欺罔または誤謬の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを見極めおよび評価し、当該リスクに対応する監査手続を策定および実施し、また、監査意見の根拠の提供として十分かつ適切な監査証拠を入手する。欺罔により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクは、誤謬により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは欺罔が共謀、偽造、故意の怠慢、虚偽表示または内部統制の無効化を伴っていることがあるためである。
- ・ 当社の内部統制の有効性に関する意見表明のためではなく、現状に相応しい監査手続を策定するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・ 取締役会が採用した会計方針の妥当性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・ 取締役会が継続会計基準を採用する妥当性、および、入手した監査証拠に基づき、当社の継続性に重要な疑念を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性の有無を判断する。重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は監査報告書において財務書類の関連する開示に注意を喚起しなければならない。我々の判断は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況が、当社の継続性を終了させることがある。
- ・ 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類がその原取引および事象を公正な方法で表示しているかを評価する。

我々は、特に計画する監査の範囲および時期ならびに我々が監査を通じて見極める内部統制の重大な不備を含む重要な監査所見について統治責任者に報告する。

その他の法令上の要件に関する報告

経営報告書は、財務書類と一致しており、適用ある法令上の要件に従い作成されている。

ルクセンブルグ、2019年10月7日

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ

代表して署名

セシル・リジョワ

[次へ](#)

Audit report

To the Shareholders of
FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.

Report on the audit of the annual accounts

Our opinion

In our opinion, the accompanying annual accounts give a true and fair view of the financial position of FIL Investment Management (Luxembourg) S.A. (the “Company”) as at 30 June 2019, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

What we have audited

The Company's annual accounts comprise:

- the balance sheet as at 30 June 2019;
- the profit and loss account for the year then ended; and
- the notes to the annual accounts, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the annual accounts” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the directors' report but does not include the annual accounts and our audit report thereon.

Our opinion on the annual accounts does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the annual accounts, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the annual accounts or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of the annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the annual accounts

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control;

- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors;
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on other legal and regulatory requirements

The directors' report is consistent with the annual accounts and has been prepared in accordance with applicable legal requirements.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative

Luxembourg, 7 October 2019

Represented by

Cécile Liégeois

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。